

はじめに

亀岡市では、増加する様々な地域の福祉課題に対応するため、平成 17 年 3 月に「亀岡市地域福祉計画」を策定し、「支え合い助け合いのある顔の見えるまち」を目指して、その課題の解決に向けた取り組みを進めてきました。また、社会福祉協議会においては、平成 18 年 3 月に「かめおか地域福祉活動計画」を策定し、「顔の見えるまちづくり」を進めるための市民活動を支援いただけてきました。



しかしながら、全国的には、少子高齢化や核家族化がさらに急速に進展するとともに、孤独死や虐待・ひきこもりなど、私たちを取り巻く社会問題はますます深刻化しています。一方で国においては、介護保険制度の改正や障害者総合支援法、子ども・子育て関連 3 法、生活困窮者自立支援法の成立など、様々な法の整備も進められてきています。

亀岡市ではこのような社会情勢を念頭に、地域福祉を推進するなかで年代を超えた横断的な課題や問題に対応するため、これまでの取り組みの成果と新たな課題を踏まえ、あらためて前計画を見直し「改定亀岡市地域福祉計画」を策定しました。

この計画により、地域での助け合い、支え合いをとおして、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる社会を実現するため、市民の皆さまとともにより一層の地域福祉を推進していく所存です。

今後も「つながり支えあう みんながともに輝くまち かめおか」を基本理念として、地域福祉課題の解決に向け、顔の見える福祉コミュニティづくりを進めることにより、市民の皆さまの目線に添った地域福祉施策を推進してまいりたいと考えております。引き続き市民の皆さま、関係機関・団体の皆さまの御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なアイデアや御意見・御提言をいただきました「亀岡市地域福祉計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査に御協力いただきました関係団体の皆さま、策定に御協力いただきました多くの方々に心から感謝を申し上げます。

平成 28 年 3 月

亀岡市長 桂川 孝裕

改定亀岡市地域福祉計画策定にあたって

亀岡市地域福祉計画（2005 年）から 10 年余りが過ぎました。この間、国民の生活をめぐる状況や地域社会、社会福祉の制度・活動には大きな変化がありました。残念ながら生活の不安や地域の持続性の不安は、小さくなったとはいえません。例えば子どものいる世帯の貧困は、10 年前にはわたしたち研究者の多くがその拡大を指摘したとおり、いまや政府がその対策法をつくっているように、社会全体の課題として認識されています。人口減少と人口高齢化によって地域の持続が可能なかどうか、過疎地域を中心に心配が広がっています。生活の苦しさも経済的貧困というだけではなく、「社会的排除」や「孤立」が広がっていることが指摘されています。



しかし、この間に、これらの深刻な問題に市民社会が手をこまねいていたわけではありません。各地で、子育て支援、子どもの居場所づくりと支援の活動、高齢者の交流と見守り活動、障害のある人の自立支援の活動、ひきこもりや孤立しがちな人々を支援する活動、あるいはこうした生活課題だけに限らず「地域づくり」、「まちおこし」の多様な活動が全国の地域のなかから生まれました。身近なところで生活の不安・困難をもつ人に寄り添い、支える活動が生まれてきました。

これらの動向を別の表現でいえば、勝負と競争に明けくれ、排他的傾向さえ生み出しがちな今の社会のなかにあって、忘れられがちな「多様な人々と共に生きる」こと、「寛容と待ちの姿勢をもって人を支える」こと、すなわち「ケア的關係」の大切さを地域に広げることといえます。「ケア」というと「介護」と狭くとらえられがちですが、本来の「ケア」は人が人に寄り添い・支え、その人らしさや人格を尊重する活動でありその関係づくりを意味します。市民による地域の福祉活動は、この「ケア的關係」を市民らしいスタイルで実践することといえます。同時にそれは、地方自治にとって最も重要な住民自治を住民自らが生活・福祉の面から担うことを意味しています。亀岡市も例外ではありません。

もちろんそれらの多くは活動が芽吹いた段階であり、各地の活動が横につながり地域から日本の社会を変える「うねり」になっているとまではいえません。しかし、地域でつながりをつくりユニークな視点で地域づくりに挑戦する人は確実に増えています。やがて、これらの活動が、住みやすい地域づくり、住んでいてよかったと感じられる社会づくりの原動力になることが展望されています。

また民間・行政で社会福祉の仕事についている人々、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会の役員などは、目まぐるしく変わる社会福祉制度を地域に応じた運営とするよう努力しながら、地域の福祉問題と支援が必要な人々に向きあってきました。

いま社会福祉や地域課題に関わるあらゆる人々が、地域の実態に応じて今まで以上に連携を強め、誰もが安心できる地域づくりに取り組むことが求められています。

この 10 年をみても社会福祉の理念・基本的考え方にも発展がありました。いうまでもなく、社会福祉は人々の権利と生活を守る制度であり専門職活動です。日本国憲法 13 条にいう「個人の尊重」、25 条の「生存権」が基本になりますが、近年の深刻な社会問題の拡大に伴い、「社会的包摂」（ソーシャルインクルージョン）が重視されるようになってきました。

「社会的包摂」（ソーシャルインクルージョン）とは、人として社会や地域の帰属の「喪失」に至るような「排除」や「孤立」をなくし、市民の一人として帰属の基点になる居場所・場を確保し、社会参加・地域参加・労働参加を柱に一人ひとりの権利と義務（市民権、シチズンシップ）を回復することだといっていよいでしょう。「社会的包摂」の考え方は、社会福祉関係者のなかで共有される考え方になっています。

この計画では、こうした変化・発展をできるだけ反映して作成しましたが、同時に総花的になるのではなく今後の五年間で取り組むべき課題は何かを絞って策定しました。第 1 期の計画策定にわたしは携わっておりませんが、最初の計画として地域福祉全体を俯瞰する計画であり、本格的でよく整備された計画であったと思います。この第 1 期の計画のもとで、地域福祉が亀岡市でも推進されたと思います。

第 2 期の改定計画にあたっては、その成果と課題を検証しつつ、また第 1 期の計画の理念や考え方を継承しつつ、より現実的に取り組むことができる課題を中心に策定しました。第 1 期の本格計画の規模をそのままの形で継承しなかったのは、力を分散させるのではなく集中させるべきだと考えたこと、第 1 期の計画で地域福祉の考え方が定着しているので、よりテーマを絞った形で推進することで、確実に達成できると思われる内容をもつべきだと考えたからです。しかも、計画内容押し付けるのではなく、この間の亀岡市の地域福祉に関わる人々の自発的で主体的な活動に依拠する目標を定めたつもりです。

さらに社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会でも今後、地域福祉活動計画を策定されると思いますが、車の両輪として地域福祉が推進されることになると思います。

私なりに考えている地域福祉は、人権保障と生活を守ること基盤に、専門的なケアや市民による「ケア的關係」を拡げ、「社会的包摂」を目指す行政職員・専門職・市民の協働の活動です。この計画は、住みやすいまち亀岡を協働でつくるための計画ですが、基本指針であるともいえます。この計画を市民の多くの方々に読んでいただき、亀岡市でもいっそう協働の地域福祉が広がることを期待しています。

平成 28 年 3 月

亀岡市地域福祉計画策定委員会委員長

佛教大学教授 岡崎 祐司

目 次

第1章 計画改定にあたって.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の期間.....	2
3 他計画との関係.....	2
第2章 地域福祉の動向.....	3
1 国や府の動向.....	3
2 ライフステージごとに抱える「課題」や「問題」	6
3 地域福祉の推進のために必要なこと.....	8
第3章 本市を取り巻く環境.....	9
1 10年間の推移	9
2 セーフコミュニティのあゆみ	13
3 前回計画の検証.....	15
4 住民の意見（策定委員会 ワークショップより）	18
5 現状からみる課題.....	20
第4章 計画の基本的な考え方.....	22
1 計画の基本理念.....	22
2 計画の基本目標.....	23
3 プログラムの体系.....	24
第5章 プログラムの展開.....	25
基本目標1 顔の見える関係づくりを進める「絆づくり」	25
基本目標2 助け合いのできる地域を支える「人づくり」	32
基本目標3 安全・安心に暮らすための「地域づくり」	38
第6章 計画の推進に向けて.....	44
資料編.....	46
■基礎資料.....	46
■用語説明.....	50
■亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	54
■亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿.....	56

第 1 章 計画改定にあたって

1 計画の目的

「改定亀岡市地域福祉計画」（以下「本計画」）は、社会福祉法第 107 条に基づいて策定するものであり、本市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目的とします。

社会福祉法（抜粋）

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

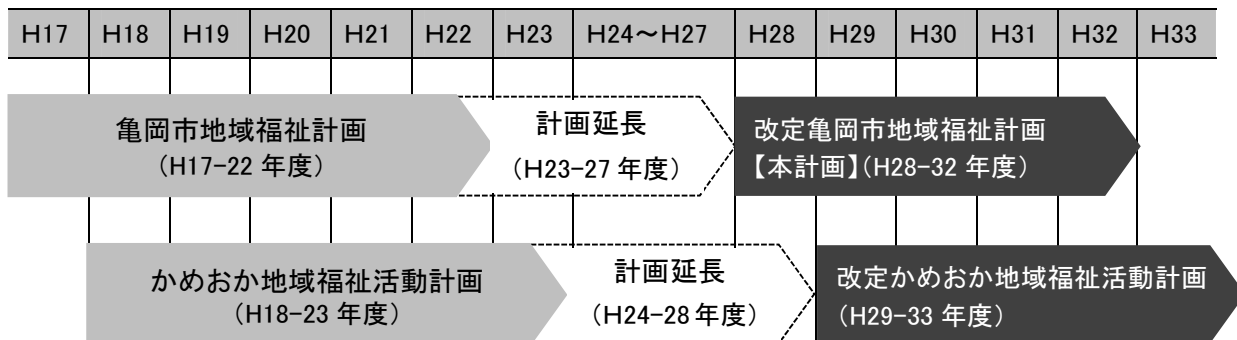
本市では平成 17 年 3 月に「亀岡市地域福祉計画」（以下「前計画」）を策定し、様々な福祉課題の解決に取り組み地域づくりを推進してきました。

その後、社会の動向や制度など社会情勢の変化に伴い、地域の諸問題も多様化しています。そのため地域の福祉問題やニーズに対応できるよう、前計画を見直し、計画の改定を行います。

2 計画の期間

本計画は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とします。

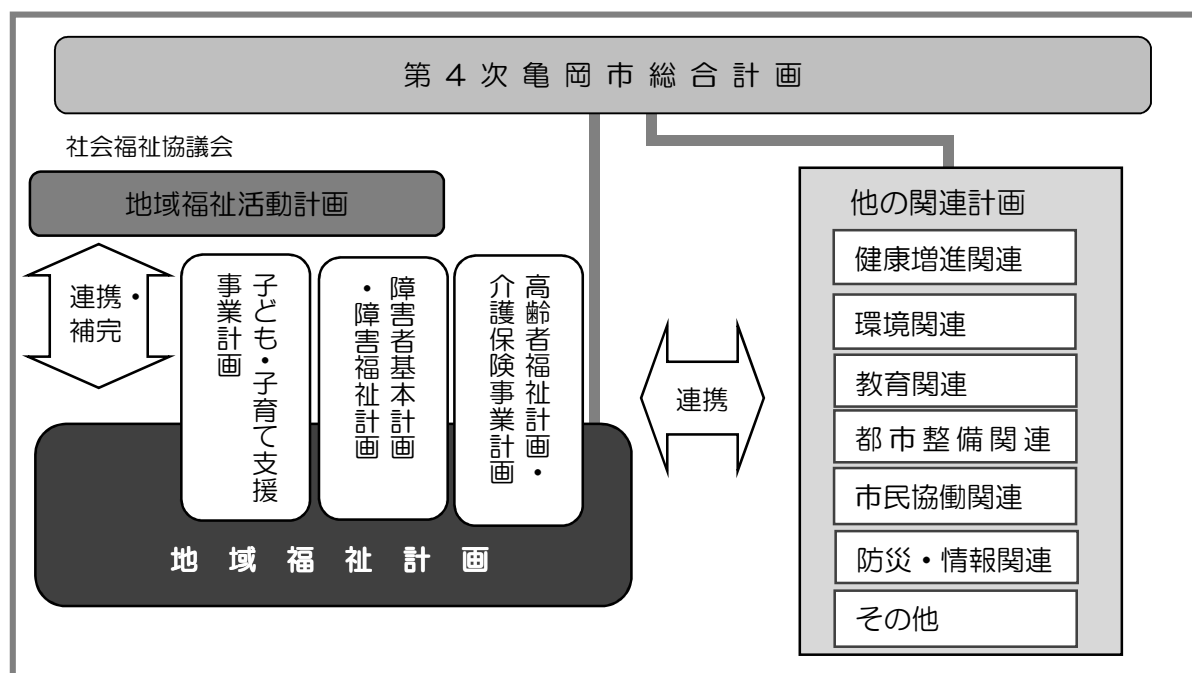
■計画期間



3 他計画との関係

本計画は、上位計画である「第 4 次亀岡市総合計画」に即して策定するとともに、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉の各行政分野別計画との整合を図るものです。

また、福祉以外の分野における諸計画や社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画と連携し、地域福祉の推進を図ります。



第 2 章 地域福祉の動向

1 国や府の動向

(1) 社会保障制度改革について

「社会保障制度改革推進法」（平成 24 年法律第 64 号）に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議が設置されました。平成 25 年 8 月には、社会保障制度改革の全体像や進め方等を示した「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」がとりまとめられました。この報告書の中で、日本の社会保障は、「自助を基本としつつ、自助の共同化としての共助（＝社会保険制度）が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に公的扶助等の公助が補完する仕組みとするものである」とされ日本の社会経済の情勢の変化を踏まえて、最適なバランスをどのように図るかについて議論が求められています。

(2) 介護保険・高齢者福祉について

高齢化が進展する中で、高齢社会対策を社会全体として連携して総合的に推進していくことを目的に、平成 7 年に成立した「高齢社会対策基本法」では、第 2 条でその基本理念として、『国民が生涯にわたって①就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会②社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会③健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会』が掲げられ、平成 24 年 9 月に閣議決定された高齢社会対策大綱では、①「高齢者」の捉え方の意識改革②老後の安心を確保するための社会保障制度の確立③高齢者の意欲と能力の活用④地域力の強化と安定的な地域社会の実現⑤安全・安心な生活環境の実現⑥若年期からの「人生 90 年時代」への備えと世代循環の実現が基本的な考えとして示されています。

こうしたことを受け、現行の介護保険制度では、団塊の世代の人が後期高齢者となる平成 37 年を踏まえ、『例え医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくり』として地域包括ケアシステムの構築が求められています。

(3) 障害者福祉について

平成 18 年 4 月に施行された「障害者自立支援法」が平成 24 年 4 月に改正され、その後、平成 25 年 4 月から「障害者総合支援法」へと改正されました。さらに、平成 23 年 6 月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の成立、平成 25 年 6 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立などを経て、障害のある人の生活や権利を守るための法整備が進んでいます。平成 28 年 4 月から施行されることとなる「障害者差別解消法」では、地方公共団体に、障害のある人に対し、社会的障壁を除去するための合理的な配慮を行うこと等が義務づけられています。

（４）児童福祉、子ども・子育て支援について

子どもへの虐待が大きな社会問題として捉えられるようになり、平成 12 年に「児童虐待防止法」が成立しました。しかし、その後も深刻な事件が後を絶たず、虐待に対する通告義務の拡大、乳幼児全戸訪問事業の実施、親権制度の見直しなど、虐待防止法や児童福祉法の改正が重ねられています。また、子どもを産み、育てやすい社会を目指し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などを柱とした、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。この法律が施行されることにより、認定こども園の普及や、多様な主体による教育・保育サービスの充実が図られることとなります。

子どもの貧困については、平成 24 年時点で子どもの貧困率が過去最悪の 16.3%となり、子どもの 6 人に 1 人が平均的な所得を下回る額の世帯で暮らしています。このような状況を踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行されました。これまでの社会保障の観点に子どもの貧困対策という視点も取り入れ、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望をもって成長していける社会の実現に向けた施策が関係機関連携のもと図られることとなります。

（５）生活困窮者対策について

生活保護受給者等、生活に困窮する人の増加を背景に、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となってきました。こうした状況に対応するため、平成 25 年 12 月、「生活困窮者自立支援法」が成立しました。これを受け、平成 26 年 3 月に「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」が通知され、地域福祉計画に生活困窮者自立支援方策を位置づけることが示されています。

（６）保健・健康づくりについて

平成 12 年 3 月、国民健康づくり運動として「健康日本 21」が開始されました。その後、国民の健康の増進の総合的な推進に向け、平成 14 年 7 月に「健康増進法」が成立し、都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定が努力義務とされました。

平成 24 年 7 月には、平成 25 年度から平成 34 年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」が策定されています。その中の基本方針のひとつに、“健康を支え、守るための社会環境の整備”が掲げられており、地域や世代間の相互扶助など、地域や社会の絆、職場の支援等により、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備することとしています。

（７）防災・災害時対策について

平成 19 年 8 月に、「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が通知され、市町村地域福祉計画に、要援護者の把握方法や関係機関の情報共有方法等を明記することとされました。その後、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 6 月に行われた「災害対策基本法」の改正により、市町村に、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿作成が義務づけられました。平成 25 年 8 月には、内閣府から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されています。

（８）京都府の動き

京都府では平成 15 年 4 月に、社会福祉法第 108 条に地域福祉を推進するための手段として「地域福祉計画」に関する規定が新たに施行されたことにより、地域福祉支援計画を同年 12 月に策定し、平成 20 年 3 月に期間延長の改定を行い、地域福祉を推進するとともに市町村の地域福祉計画の策定に努めてきました。

平成 26 年 3 月に前計画を改定した「京都府地域福祉支援計画」を策定し、より一層地域福祉を進めてきました。

■京都府地域福祉支援計画の基本的な考え方

●基本目標

「府民一人ひとりが、住み慣れた地域で安心してその人らしい自立した生活を送ることができ、みんなで支え合う地域づくり」

●地域福祉推進のための 4 つの視点

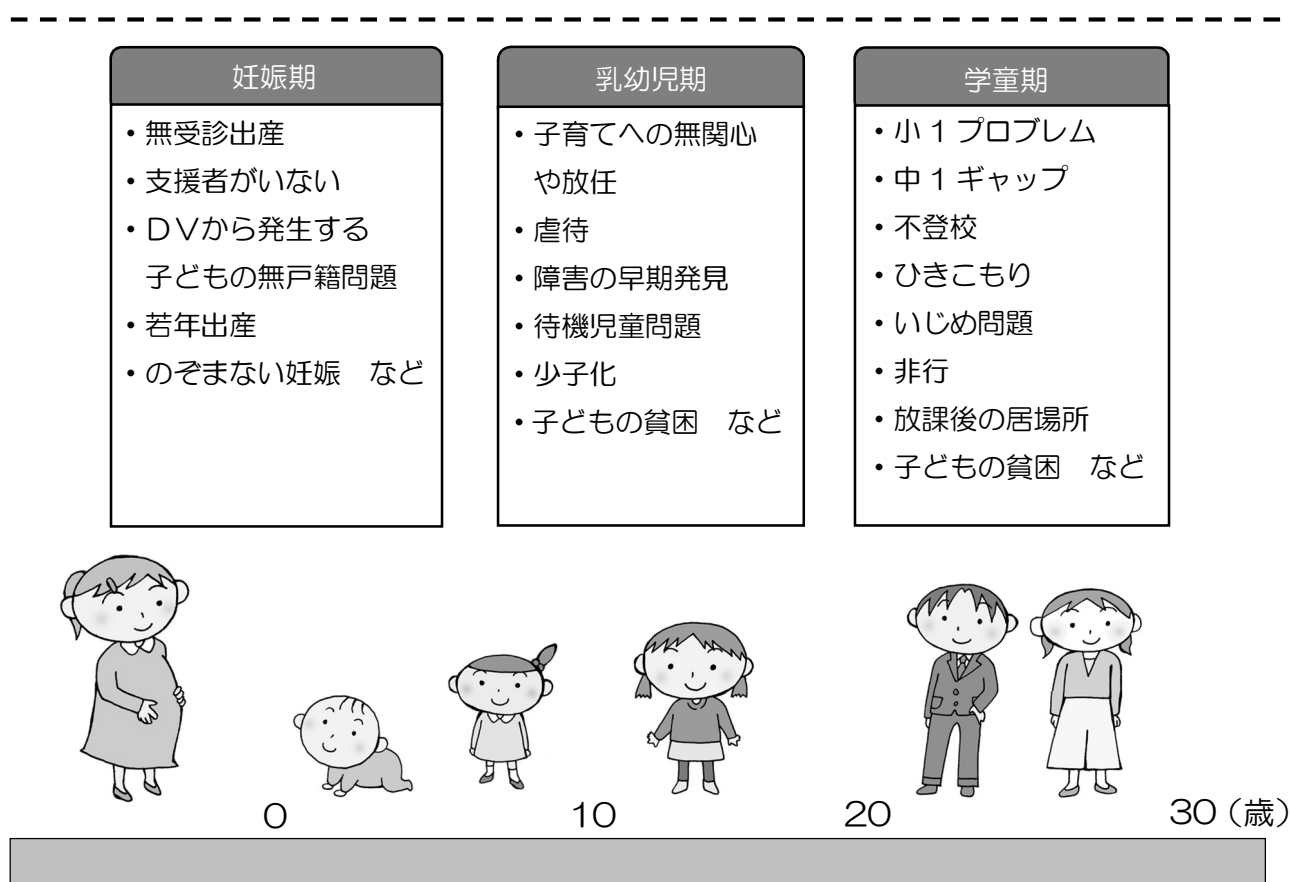
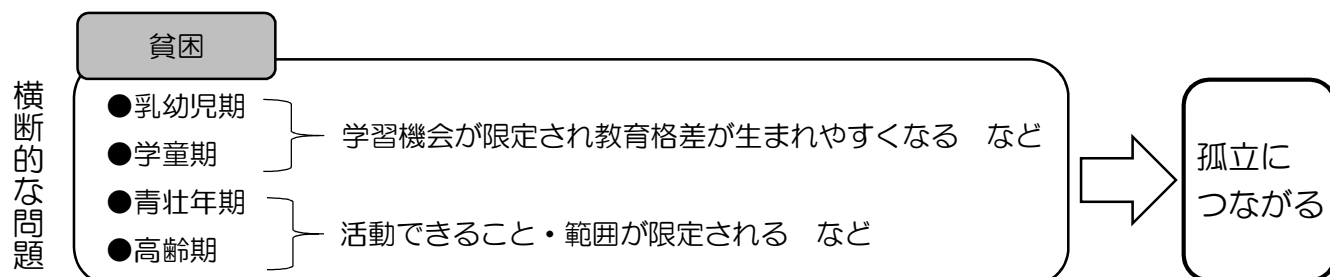
- ・個人の尊厳と人権の尊重
- ・様々な人々が意欲と持てる力に応じて参加できる環境づくり
- ・地域の特性を踏まえた「京都の福祉」の発展
- ・地域の絆づくり

●地域福祉推進に向けて

- ・まず、地域の福祉課題を共有化することが必要
- ・様々な住民が意欲と持てる力に応じ、参加できる環境を整え、その第一歩として市町村は地域福祉計画の策定をすること

2 ライフステージごとに抱える「課題」や「問題」

近年の社会問題は多様になりつつあります。それらの動向を踏まえ、ライフステージごとに考えられる一般的な課題や問題の主なものをまとめています。



年代を超えた課題や問題

福祉制度の挟間の課題
・肉体的・精神的病気などにより、それまでの生活を維持できない ・配偶者や家族との死別・離別などの突然の環境変化に対応できない ・転居によりそれまでの人間関係が途切れ、孤立してしまう ・長期のひきこもりなどで社会経験のないまま生活維持ができなくなる など

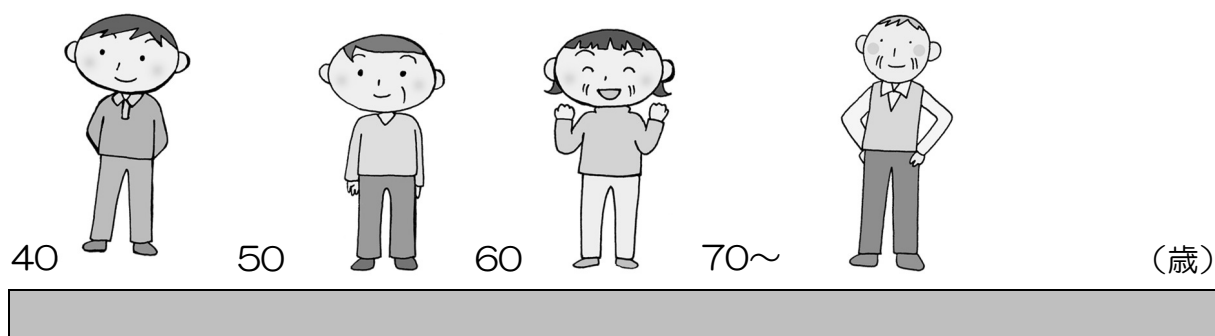
この図については、近年の福祉環境の現状と一般的な課題や問題をまとめているので、地域福祉の重要性を住民のみなさまに広く知っていただければと考えています。

ひきこもり

■考えられる要因

- 学童期 → 親との関係性、集団生活に適應できない など
- 青壮年期 → ニート、経済的負担、他者との人間関係のトラブル など
- 高齢期 → 一人暮らしの不安感、生きがいの喪失 など

青年期	壮年期	高齢期
・ニート ・就労問題 ・育児問題 ・ひきこもり ・ホームレス ・生きがいの喪失 ・所得格差 など	・育児問題 ・ひきこもり ・ホームレス ・生きがいの喪失 ・所得格差 ・親の介護 ・就労問題 など	・介護の負担 ・健康の不安 ・認知症 ・一人暮らしの不安感 ・虐待 ・生きがいの喪失 ・買い物弱者 ・親亡きあとの暮らしの不安 など



年代を超えた課題や問題

障害のある人についての課題	外国人についての課題
・障害や障害のある人への無理解 ・特性に沿った支援 ・社会的なバリアフリー化 ・地域生活への支援 など	・国籍による差別 ・人権問題 ・労働の不平等待遇 ・在日問題 など

3 地域福祉の推進のために必要なこと

(1) 地域福祉の位置づけ

基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域におけるニーズへのきめ細やかな対応を図り、共助の拡大が求められています。

■地域福祉の位置づけ

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| • 地域における「新たな支え合い」（共助）を確立 | • 地域で求められる支え合いの姿 |
| • 地域の生活課題に対応していく | • 住民の地域福祉活動への参画 |
| • 地域でのネットワークの構築 | • 住民の地域福祉活動のための基盤整備など |

(2) 地域の生活課題

地域の生活課題は年々ニーズの多様化がみられ、各分野の問題に対して、地域の取り組み、現状認識のための環境整備、地域福祉のあり方などを検討することが喫緊の課題となっています。

■地域における生活課題

- | | |
|------------------|-----------------|
| • 地域での連帯感の希薄化 | • 多様なニーズに対応できない |
| • 「制度の狭間」の課題への対応 | • 生活困窮、低所得の問題 |
| • 社会的孤立の問題 など | |

(3) 地域で求められること

生活の基本となるのは安全・安心が第一条件となります。防災の意識も高まりつつある中、地域のつながりもより一層求められます。地域においてはボランティアなど地域活動を活性化させ、次世代を育む場・機会を提供することが求められています。

■地域で求められること

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| • 安全・安心の確立 | • 次世代を育む場としての地域 |
| • 住民の地域活動を活性化させるための環境整備 など | |



■地域福祉を推進するために必要な条件と基盤整備

地域福祉を推進していくためにはそれぞれ役割をもち、コミュニティやネットワークを形成し、補完し合いながら、地域の生活課題に取り組む必要があります。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| • 生活課題発見のための方策 | • 適切な圏域の設定 |
| • 核となる人材の確保 | • コミュニティの形成と維持 |
| • 住民が主体となり参加する場の提供 | • 情報のネットワークづくり など |

第3章 本市を取り巻く環境

1 10年間の推移

本市では平成17年に「亀岡市地域福祉計画」を策定し、「支え合いのある顔のみえるまち」を目指して地域福祉の推進に取り組んできました。

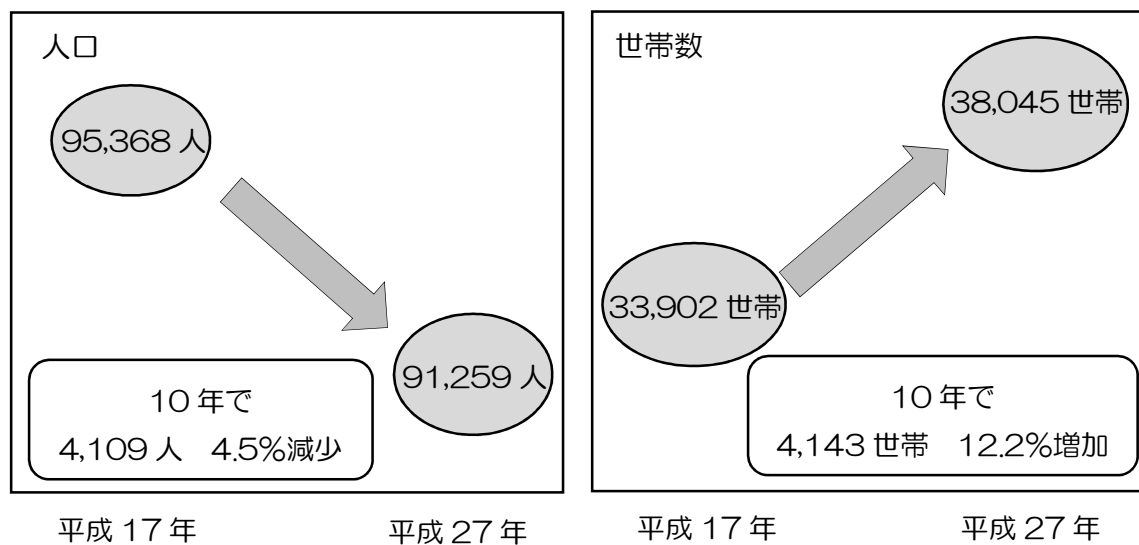
計画策定当時、「地域福祉」という言葉はまだまだ認識されておらず、「福祉」といえば「行政から何らかの支援を受けるもの」という考えが一般的でした。

しかし、その後の社会経済情勢や福祉に関する制度の変更に伴って、「福祉」の概念が広がってきました。

■人口、世帯数の推移（※以下の数値は「亀岡市の福祉」などから）

平成17年と、10年後の平成27年を比較してみると、人口は減少しているものの、世帯数は増加傾向にあります。これは全国的な人口減少傾向であるとともに、家族の単位が小さくなり、単身世帯が増加しているため、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増加していることにもつながっています。

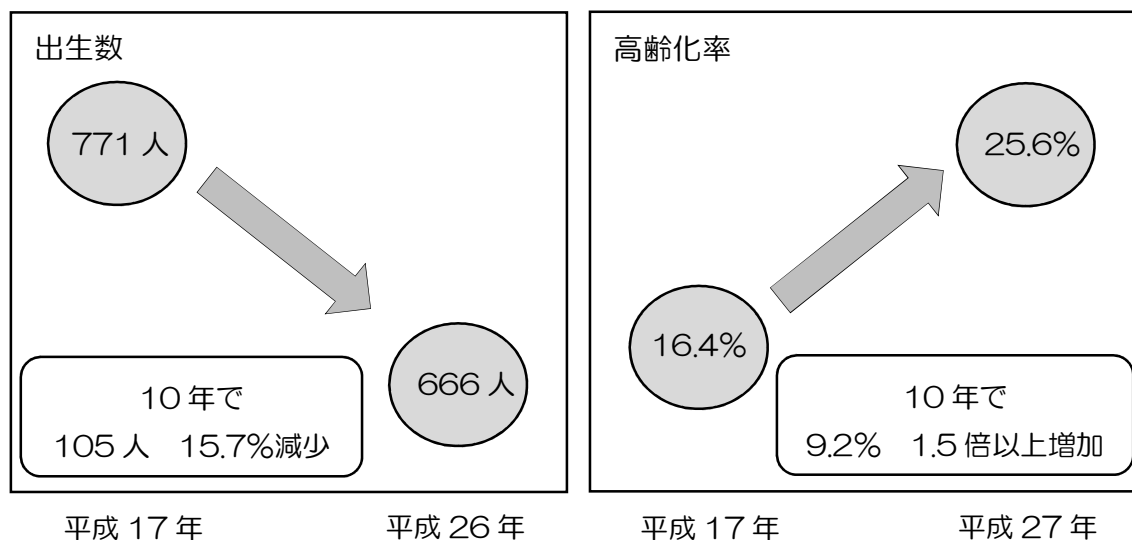
このような状況は、高齢者の生活環境にも変化をもたらしています。224.8km²の広大な市域をもつ本市では、日常の買い物に行くことが大変になる「買い物難民」「買い物弱者」といった新たな課題も現れています。



■ 少子高齢化の進行

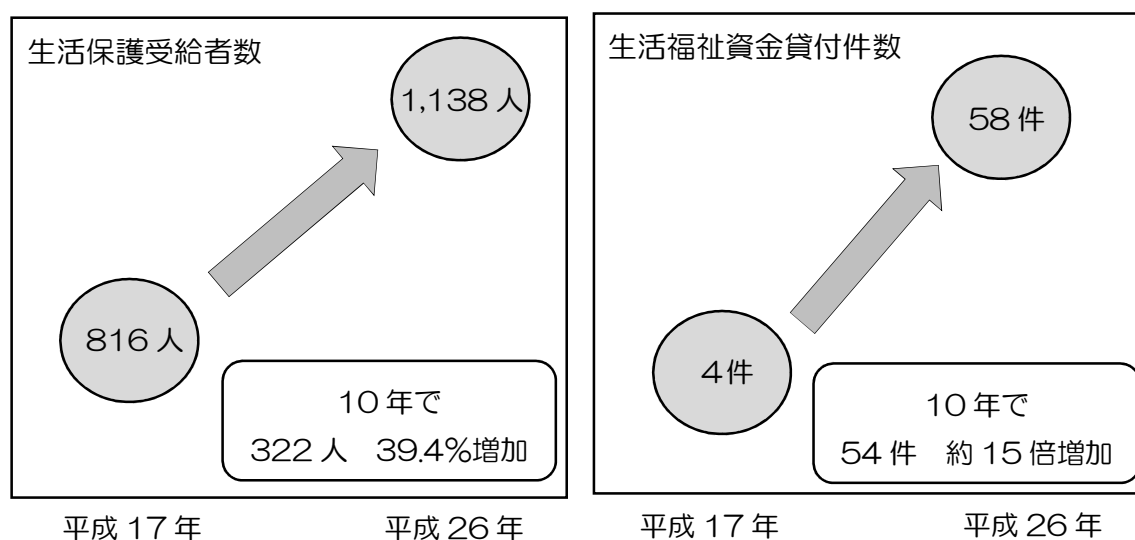
出生数が減少している一方、高齢化率は高くなっており、少子高齢化は着実に本市においても進んでいる現状です。

このような現状は地域のつながりの希薄化にもつながっており、社会的に孤立する人を生み出す要因のひとつでもあると考えられます。



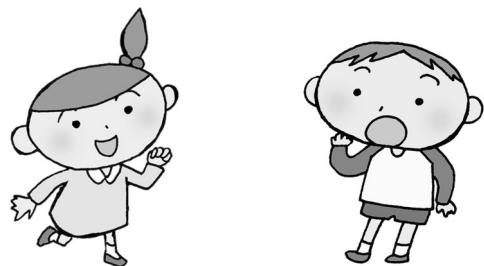
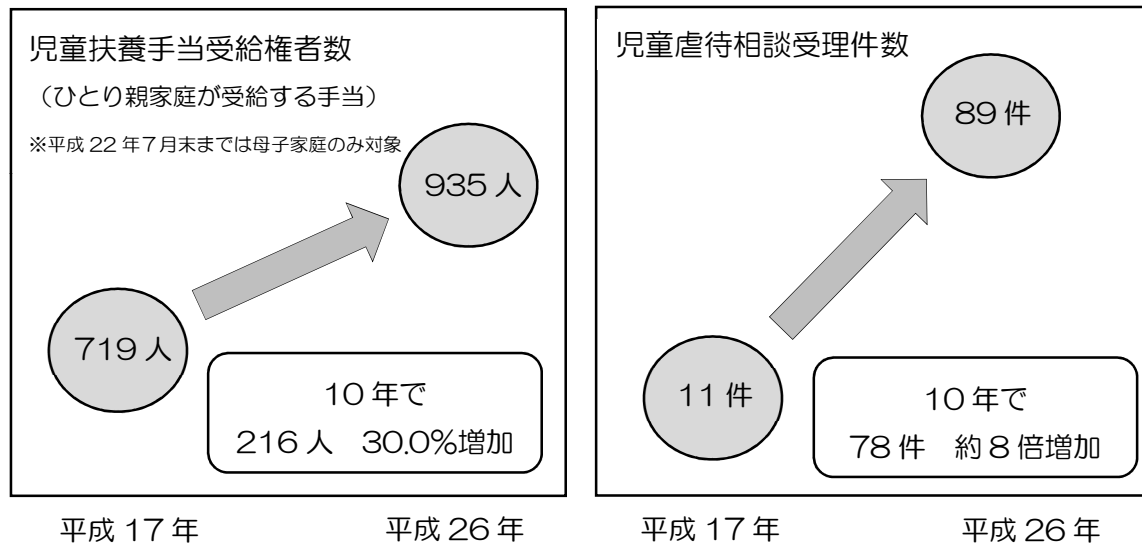
■ 社会情勢の変化による影響

経済格差の問題も市民生活に影響を与えてきました。リーマンショック以降の経済情勢の悪化は、非正規雇用者の増加を招き、所得格差、貧困問題、多重債務問題へとつながっていきました。本市においても生活保護受給者や生活福祉資金貸付を利用する人が増加しており、社会情勢の悪化は大きな影響をもたらしています。



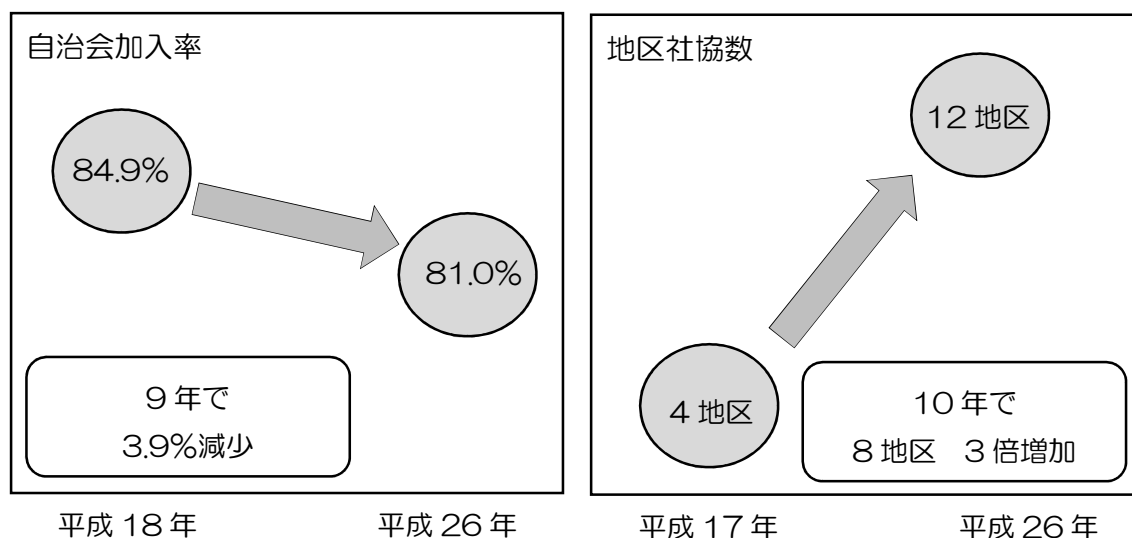
■子どもについて

子どもたちの状況では、ひとり親家庭や共働き世帯の増加が続いており、保育所や放課後児童会（学童保育）へのニーズが高まっています。また、児童虐待相談件数も大きく増加しています。子どもの虐待、貧困などの課題がある中、子育て支援や地域での見守り活動などがさらに必要とされています。



■地域資源について

地域の中では、ご近所付き合いを避ける人が増えたり、高齢で自治会活動に参加しなくなる、あるいは仕事を離れたあと、うまく地域になじめずに孤立するなど、地域コミュニティが崩壊しつつある状況です。このような中、地域のつながりの重要性が見直され、地域での福祉活動や見守り活動に取り組む団体が増えてきています。



一方、自然災害の度重なる発生も、地域のつながりの重要性をあらためて認識する機会となっています。本市においても平成 25 年から平成 27 年にかけて毎年のように台風や豪雨災害が発生しています。これまで阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓を受け、災害時要配慮者支援事業「ふれあいネットワーク」などに取り組んできました。しかし、最後に命を救うのは身近な地域での助け合いであるということを認識する必要があります。

この 10 年、国や府では高齢者、介護、子育て、障害、生活困窮者など様々な福祉制度が整えられてきました。しかし、ニーズの多様化に伴い、地域の諸問題も増加し、行政サービスのみでは対応が難しくなってきました。

「福祉」に対する概念の幅が大きく広がり、それに伴って地域福祉本来の考え方である「お互いを支え合う地域づくり」の考え方が、さらに重要になってきています。そのため、本計画は本市においてますます地域福祉を推進するための取り組みを進めるための指針としていきます。

2 セーフコミュニティのあゆみ

(1) セーフコミュニティとは

1989年9月にスウェーデンのストックホルムで開催された、「第一回事故・傷害予防に関する世界会議」において、「セーフコミュニティ」の概念が宣言されました。

この会議の成果として、「セーフコミュニティへのマニフェスト」が打ち出され、その中で「全ての人間は平等に健康と安全の権利を有する」と宣言されました。これは、WHOの全ての計画、事故防止等プログラムの基本的視点として、セーフコミュニティの理念が世界中に広まることを推奨しています。

(2) 日本初の認証取得都市 亀岡

亀岡市においてもセーフコミュニティの考えにある、事故やけがは偶然に起こるものではなく未然に予防することができるという理念をもとに、行政と地域住民など多くの主体の協働により、身近な地域で安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めてきました。

亀岡市では平成20年3月に国内初となるセーフコミュニティ認証、平成25年2月にはセーフコミュニティ再認証を取得しました。

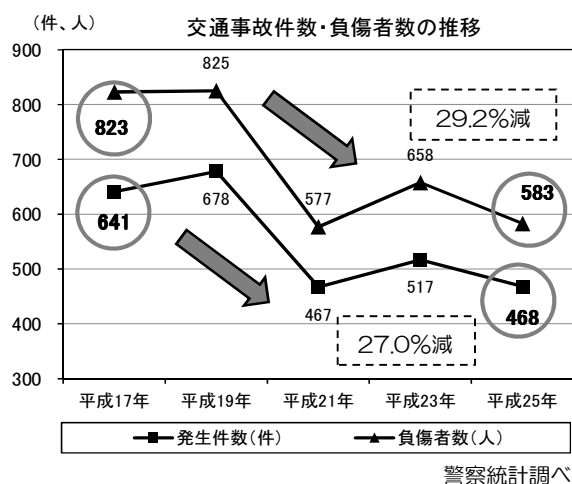
セーフコミュニティの認証を取得するためには下記の7つの指標を満たす必要があります。世界で約300の地域がセーフコミュニティとして認証されていて現在、国内では亀岡市を含む11の自治体（平成28年1月末現在）が認証取得を目指して、取り組みを進めています。

■セーフコミュニティの7つの認証基準

- ①分野を超えた協働を推進する組織があること
- ②全ての性別、年齢、環境をカバーする長期・継続的な予防活動をしていること
- ③ハイリスクのグループや環境に焦点を当てた予防活動をしていること
- ④入手及び活動可能な根拠に基づいたプログラムを実施していること
- ⑤外傷の頻度と原因を継続的に記録する仕組みがあること
- ⑥予防活動の効果・影響を測定・評価する仕組みがあること
- ⑦国内・国際ネットワークへ継続的に参加すること

(3) 亀岡市のセーフコミュニティの活動効果

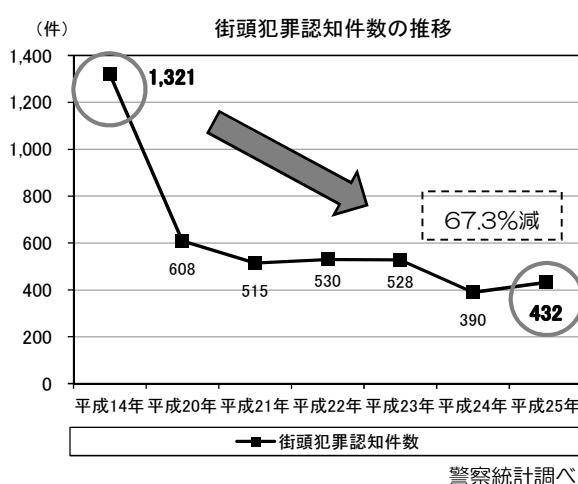
①交通事故



取り組み内容

市内の交通事故減少に向けて、小学生の自転車大会、高校生の自転車マナーアップ活動、高齢者への反射材配布などの取り組みを行っています。

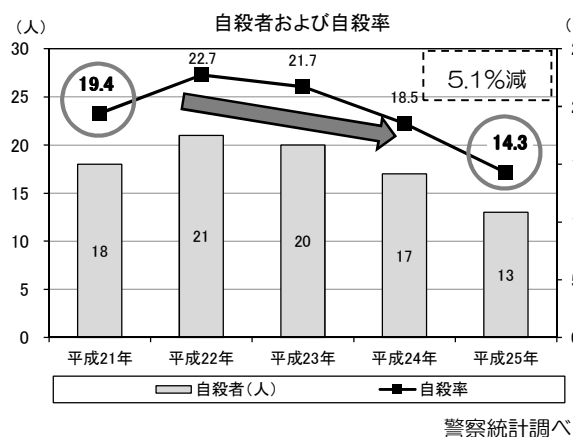
②街頭犯罪



取り組み内容

街頭犯罪減少を目指し、防犯カメラの設置や、地域の安全・安心に関わる様々な団体が、交番・駐在所を核に、警察・行政と連携し、地域の実情に応じた防犯活動に取り組む「府民協働防犯ステーション」に取り組んでいます。

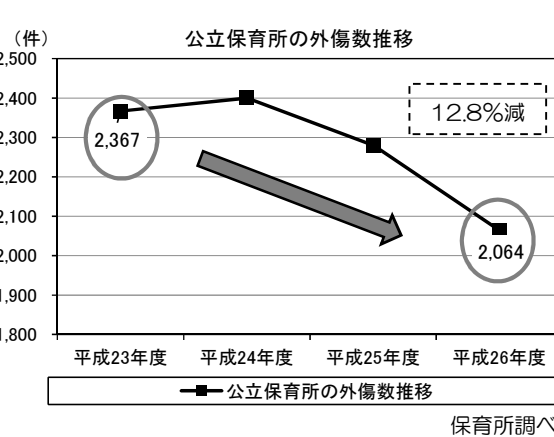
③自殺者



取り組み内容

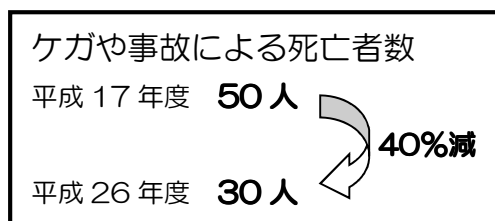
啓発活動や多重責務者への支援、こころの体温計などの事業を進め、ケアに努めています。

④乳幼児



取り組み内容

乳幼児の外傷減少を目指すために、保護者への安全教育や公立保育所における保育所内の環境改善、乳幼児の体づくりを目指す運動あそびなどの取り組みを行っています。



セーフコミュニティに取り組みを始めた平成17年度から、けがや事故による死亡者数は大きく減少しました。

3 前回計画の検証

基本目標 1 地域ぐるみ福祉活動の推進 ～福祉コミュニティづくりの推進～

■主な成果や進捗について

福祉コミュニティづくりの推進

- 亀岡市社会福祉協議会と連携し住民同士が「見守り」「話し合い」「助け合い」といった支え合い活動を実施するために組織づくりを支援している。
- 亀岡市民生委員児童委員協議会やNPO、ボランティアと連携し、福祉コミュニティのネットワーク形成の支援を行っている。
- 地域での孤立を防ぐために、サロン活動など地域福祉活動を支援する取り組みを行っている。
- 地域課題解決のため市民団体などの自主的な活動を支援する「亀岡市支えあいまちづくり協働支援金」を創設し交付している。
- 市民活動の拠点として「かめおか市民活動推進センター」を開設し運用している。

地域住民による支え合い活動の促進

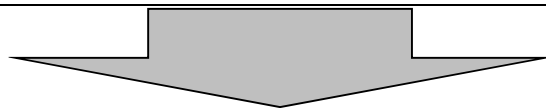
- 隣近所の人たちが協力しボランティア活動をしている。
- NPO、ボランティア団体などが主体となり福祉サービスを実施している。
- コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスを支援する仕組みを推進している。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進している。
- 市内の地区社協が増加している。(3地区→12地区)

地域福祉ボランティアの育成・活動の推進

- ボランティア・リーダーや実践者の発掘・育成のための研修会を実施している。
- かめおか市民活動推進センターを活用し、ボランティア団体などの情報を提供している。
- 市民活動団体の課題解決能力の向上を図るため、事業運営について学ぶ研修会を実施している。
- NPO・ボランティア・民生委員児童委員などが主体となった福祉サービスが行われている。

社会福祉協議会との連携強化

- 在宅福祉サービス事業、権利擁護事業など従来の活動に加え、各地域でのサロン活動、社会的孤立防止対策事業など近年の問題に対応できるよう連携し活動している。



■課題

- 関係機関・団体などの連携強化、地域の見守り、福祉コミュニティネットワークの形成
- 福祉課題に対する住民理解の促進
- 活動団体が抱える課題（スタッフ、資金不足など）を解消するための相談、コーディネート機能の充実
- ボランティア活動の担い手の発掘と育成
- 社会福祉協議会、行政、各種団体との連携強化

基本目標 2 こころ豊かに安心して生活できる環境づくり ～地域福祉の共通基盤づくり～

■主な成果や進捗について

人権尊重の視点に立った地域の支え合い意識の醸成

- 社会的支援を必要としている人々が地域で孤立しないよう、支え合える地域社会づくりを推進している。
- 世代間交流により、生涯教育や生涯学習を進めている。
- 「障害者週間」における啓発活動を行っている。
- 「顔の見える地域づくり」の事業として、「市民福祉のつどい」により団体間交流を図っている。

災害時や防犯に備えた地域連携

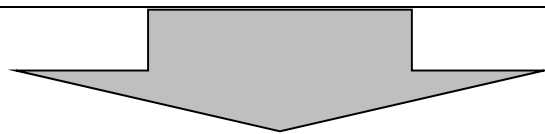
- 災害発生時に障害のある人や寝たきりの高齢者などのような要配慮者を速やかに救出・救護するために「亀岡市ふれあいネットワーク制度」を実施している。
- 災害時に活用するための避難行動要支援者名簿を作成している。
- 自主防災会による地域ぐるみの防災体制づくりの推進に取り組んでいる。
- 一人暮らしの高齢者や重度の障害のある人のみの世帯の急病や災害時に備えて、緊急通報装置の制度を設けている。
- 社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを常設している。

既存資源の活用による交流・ふれあい活動の拠点づくり

- 幼児教室との交流の実施や、高齢者が小学生に昔の遊びを教えるなどの事業を行っている。
- 運動会、お祭り、盆踊りなどの地域行事が各地域でそれぞれ実施されている。
- 障害者ふれあいサロンの実施による交流がなされている。
- 旧幼稚園舎で子育て支援拠点事業を実施している。

人にやさしいまちづくりの推進

- 障害のある人の社会参加を目的に、「福祉タクシー等利用券」を交付している。
- 「亀岡市バリアフリー基本構想」に基づき千代川駅周辺の整備を行っている。
- 移動手段の確保、利便性の向上のために交通ネットワークを構築している。
- 地域福祉活動支援につなげるため共同募金事業を実施している。



■課題

- 人権尊重の視点に立ち、一人ひとりが思いやる意識が今後も必要
- 学童の安全に配慮した見守りネットワークの形成
- 災害等の緊急時に支援が必要な人の状況把握と適切な支援
- サービスの利用制度からもれる人や利用しようとしていない人への対応
- 世代間のふれあいの場として空き家、集会所など十分な活用が必要
- 企業との連携を取り入れた事業の開拓が必要

基本目標 3 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくり ～困ったと声に出せる地域づくり～

■主な成果や進捗について

SOSを見逃さない地域の仕組みづくり

- 社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、NPO、ボランティア、病院などの団体や地域に関わる多様な担い手による見守りネットワークづくりにより支援体制を構築している。
- 地域ごとの小さな単位での見守り活動が増加している。
- 地域の様々な組織・団体による「地域ケア会議」が広がっている。

地域の相談体制と情報提供の充実

- 福祉サービスなどの情報を入手しやすくするためのガイドブックなどの配布を行っている。
- 障害のある人の暮らしを支えるため指定特定相談支援事業所の相談支援専門員による計画相談・障害児相談支援を実施している。
- 社会福祉法人と連携し、障害のある人に関する一般相談の窓口を実施している。
- 社会福祉協議会において、貸し付け、子育て支援、権利擁護などから総合的につなげる横断的な相談体制を実施している。

福祉サービス利用者の権利擁護

- 制度を市広報紙やホームページ等により広報している。
- 亀岡市成年後見制度利用支援事業を実施している。
- 権利擁護事業、成年後見制度の利用者が増加している。
- 民生委員児童委員や関係機関への理解促進のため、社会福祉協議会で研修会を開催している。



■課題

- 地域のつながりが薄れ、SOSサインを出している人や課題がみえにくくなっている
- 民生委員児童委員の担い手不足
- ボランティアなどと連携し、それぞれの地域において身近な相談体制づくり
- 各種相談員の活動の支援、情報提供の充実
- 苦情解決制度、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などの周知・定着
- SOSを発信できず、支援につながない家庭へのアプローチ

4 住民の意見（策定委員会 ワークショップより）

■地域の福祉課題について

子どもについて
・子どもの身の安全性について ・小学生の子どものことが気になり、外出できない ・青少年・子どもの居場所づくり ・ひきこもり児童の支援
高齢者について
・高齢者単身世帯の増加 ・認知症高齢者（一人暮らし）の人を、地域でどう見守っていけるか ・新興住宅でも一人暮らしの高齢者もいる ・一人暮らしの男性は地域活動へ参加できていない ・身寄りのない人の支援が難しく、施設や介護サービスの提供に限界がある ・府営住宅の高齢者は玄関まで出てくるのが難しい ・仕事と介護の両立は現実的に苦労されている
障害のある人について
・肢体不自由の人の移動支援 ・障害のある人の雇用・就労の場の提供 ・障害のある人の身体的・精神的なバリアの除去 ・障害のある人のケア、サポート体制の充実 ・障害のある人の居場所づくり ・障害のある人への見守り支援の難しさ
ボランティア・サロン・クラブ活動について
・ボランティアをする人がいつも同じになっている ・ボランティアに参加する人の高齢化 ・敬老会、サロン、高齢者の集いにきていただくのに、迎えが必要 ・サロンを運営する費用が不足している ・老人クラブが少なくなっている
地域資源について
・資金と場所の確保が難しい ・財源の確保
地域のありかた
・一人の民生委員児童委員で 350 世帯以上をみる地区もある ・区長は 1 年交替では地域のまちづくりはできない ・制度の狭間の課題 ・地域での見守り活動の難しさ

地域のつながり

- 信頼関係が作りにくい
- 新しい住宅の出来た順番で仲間がつくられてしまうため、溶け込めない雰囲気がある
- 高齢になって、外に出る機会が少なくなり、地域のつながりが薄くなっていく
- 地域との関係を築きたくないためマンションに住む
- 60歳を超えてから引越してきた人は地縁を築きにくい
- 子どもに関わる事件によって、気軽な声かけが難しくなってきた

制度について

- 介護保険料を払っていても、使われ方には無関心な人が多い
- 生活保護や介護などの制度を見直し、セーフティネットのあり方を考える

■これから実践していくべき取り組みや要望

- ボランティアの活性化、外国人にも参加してもらう
- 福祉のしくみや活用の仕方を周知する
- 地域の活動への男性参加
- 元気な高齢者の居場所づくり、地域で活躍できる場の提供
- 小学校の学童保育の対象学年を高学年までにしてほしい
- 地域通貨（コミュニティ・ビジネスの取り組み）
- ボランティアでサロンをやっていく
- 活動状況を発信すること
- 生涯学習の充実（子どもの就労体験など）

◆ワークショップ活動 ①



◆ワークショップ活動 ②



5 現状からみる課題

ライフステージごとに様々な課題があり、それに応じて横断的な支援が必要と考えられます。それぞれの属性、地域間において考えられる課題については以下のとおりです。

■子どもについて

子どもの課題の中には身の安全性をより求める声が多く、子ども、保護者ともに安心して暮らせる基盤づくりを引き続き実行することが必要です。また、地域での見守り活動やパトロール活動の充実、学校・PTAなどとの連携強化も必要です。さらに、安全に対する正しい認識と知識を身につけるために、各関係機関が連携を図り、体験学習などを通じて、事件や事故に巻き込まれないよう身を守る力を育成する必要があります。

今後の地域福祉の担い手となる子どもたちに、地域を知ってもらうことや地域活動への参加をとおして学び合い、様々な世代の人たちとのふれあいの充実と拡大を図る必要があります。

■高齢者について

高齢者に関する課題として、一人暮らしの高齢者や地域でのつながりの希薄化など、孤立しがちな高齢者に対してアプローチが必要です。本市においても見守り活動を展開していますが、きめ細かい支援まで行き届きづらくなっているのも現状です。普段からの声かけ、近所付き合いにより、ちょっとした生活課題に対して、助け合いができるお互いの関係性を築いていくことがきめ細かなサポートにもつながります。

高齢になると、移動の問題、ひきこもりがちといったことから福祉活動へなかなか参加できない人が増加すると考えられます。特に男性に関しては、サロン活動やクラブ活動などといった地域の活動への参加率は低く、どう地域へ巻き込んでいくのが課題となっています。

■障害のある人について

障害のある人の課題として、雇用・就労の問題や障害特性に応じて生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくりが求められています。その地域で障害のある人が、安心して暮らすことができ、自立し社会参加できる支援が必要となります。社会への参加を促すための交流・ふれあいの場の充実、気軽に参加しやすい機会づくりや地域社会全体が障害やその特性を理解し共生していくことが必要です。

そのためには、障害者差別解消への取り組みの充実に努め、社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮の普及が求められます。

■制度の狭間の課題について

それぞれの福祉分野においては、様々な施策の展開により福祉の推進を図っています。しかしながら、社会経済情勢や生活環境の変化、地域における福祉ニーズの多様化などにより、ひきこもりや社会的孤立などといった地域の潜在的な問題が生まれています。また抱えている困難を発信することがなかなか出来ない人の中で、子ども・高齢者・障害のある人といった既存の福祉制度対象者ではないために、問題解決につながらない「制度の狭間の課題」が増えつつあります。

今後はそれらの人々を発見して支援につなげていくとともに、既存の福祉サービスを受けにくい人々に対する支援の仕組みを構築していく必要があります。

■地域のつながり

地域のつながりという視点では、その地区において既にある程度のコミュニティや人間関係が形成されている環境の中で、新しく住む人やそのコミュニティになじめない人にとっては、なかなか人間関係を築きにくいといわれています。

その背景として、若い人が自治組織に入りづらい風土や、価値観の多様化により個人のライフスタイルが変化し、個人で過ごす時間が増加していることも考えられます。また経済的格差により活動範囲に限り生まれ、人付き合いが制限され孤立していくことも考えられます。

地域においてつながりを強化していくために、形成されているコミュニティに気軽に入りやすい環境づくりが必要となります。

地域になじめない人も輪に入ってもらえるよう人間関係を築き「あたたかい見守りネットワーク」の活動の輪を広げ、ニーズに合った支援へつなげていくことが求められています。

■担い手について

地域福祉を推進していくための諸活動には人材が必要です。本市においてはボランティア、民生委員児童委員のなり手の不足、高齢化に伴う人材不足等により地域活動の幅が狭くなってきているのが現状です。組織の縮小は、住民活動などにも影響を与えることにつながり悪循環に陥ることになります。

新たな人材の発掘、育成により、コミュニティの活性化を図り地域福祉を推進していく必要があります。

■見えにくい課題へのアプローチ

複雑化する地域の諸問題やニーズの変化に伴い、子どもや高齢者、障害のある児童・人などの貧困やひきこもりをはじめとする地域内での課題が見えにくくなってきています。これには地域のつながりの希薄化、人間関係、信頼関係を築きにくくなっていることも考えられます。

見えにくい課題に対して、地域ぐるみの見守り活動や普段からの近所付き合いなど、行政、各関係団体、住民がそれぞれ課題解決に向けて取り組む必要があります。

生活課題を、どこにあるいは誰に相談したらいいのかを、誰にでもわかるようにする仕組みが必要です。あらゆる世代に行きわたる情報提供とともに、生活課題と支援とをつなげるコーディネート機能を強化していくことが必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「つながり支えあう みんながともに輝くまち かめおか」

～絆づくり 人づくり 地域づくり～

地域をつくり、コミュニティを築いていくためには「人」が何よりも重要です。つまりその地域で暮らす誰もが地域に参加し、その人らしく暮らしていくためには支え合いや人づくりが必要となります。その地域で暮らす子ども、高齢者、障害のある人、外国人などをお互いに認め合い、人権を尊重し、ともに生きる社会づくりを進めていくことが必要です。

地域福祉をより進めていくためには、地域で暮らすみんなが担い手となり、一人ひとりが地域へ参加し、ともに地域を育んでいく必要があります。それぞれの役割を認識し、亀岡市に元気と笑顔をつくるため、まちの絆づくり、人づくり、地域づくりを進めていきます。



2 計画の基本目標

本計画では以下の3つの基本目標を掲げ、地域福祉を推進します。

(1) 顔の見える関係づくりを進める「絆づくり」

時代の変化とともに、地域課題や個々が抱える問題も変化してきています。新たに地域に住む人たち、一人暮らしの高齢者、障害のある人など地域に住む人は多様で、その地域で安心して暮らし、地域に参加していくにはやはり、人との絆づくりが重要です。

地域の中で助け合い、支え合いを進めていくためには、「向こう三軒両隣」のように、まずは隣近所など身近な地域で顔の見える関係性を築いていくことから始めます。

(2) 助け合いのできる地域を支える「人づくり」

地域においては一人暮らしの高齢者などに対して、日常的に「ちょっとした手助け」が必要となりますが、現状では行政が全て対応するのは難しい状況です。気軽に悩みや困りごとを発信しやすい環境づくりや普段からの近所付き合い、支える人が必要となります。

そのため地域福祉を担う人材の発掘と育成を重点的に推進し、若者のボランティアへの参加やリーダーの育成などの人づくりを進めていきます。また、地域活動を推進するため、地域で助け合いの活動をしている人同士の連携をサポートするとともに、新たな人材の育成を進めながら、より助け合いがしやすい環境をつくり、住民同士、各関係団体同士など、ヨコのつながりを強化していきます。

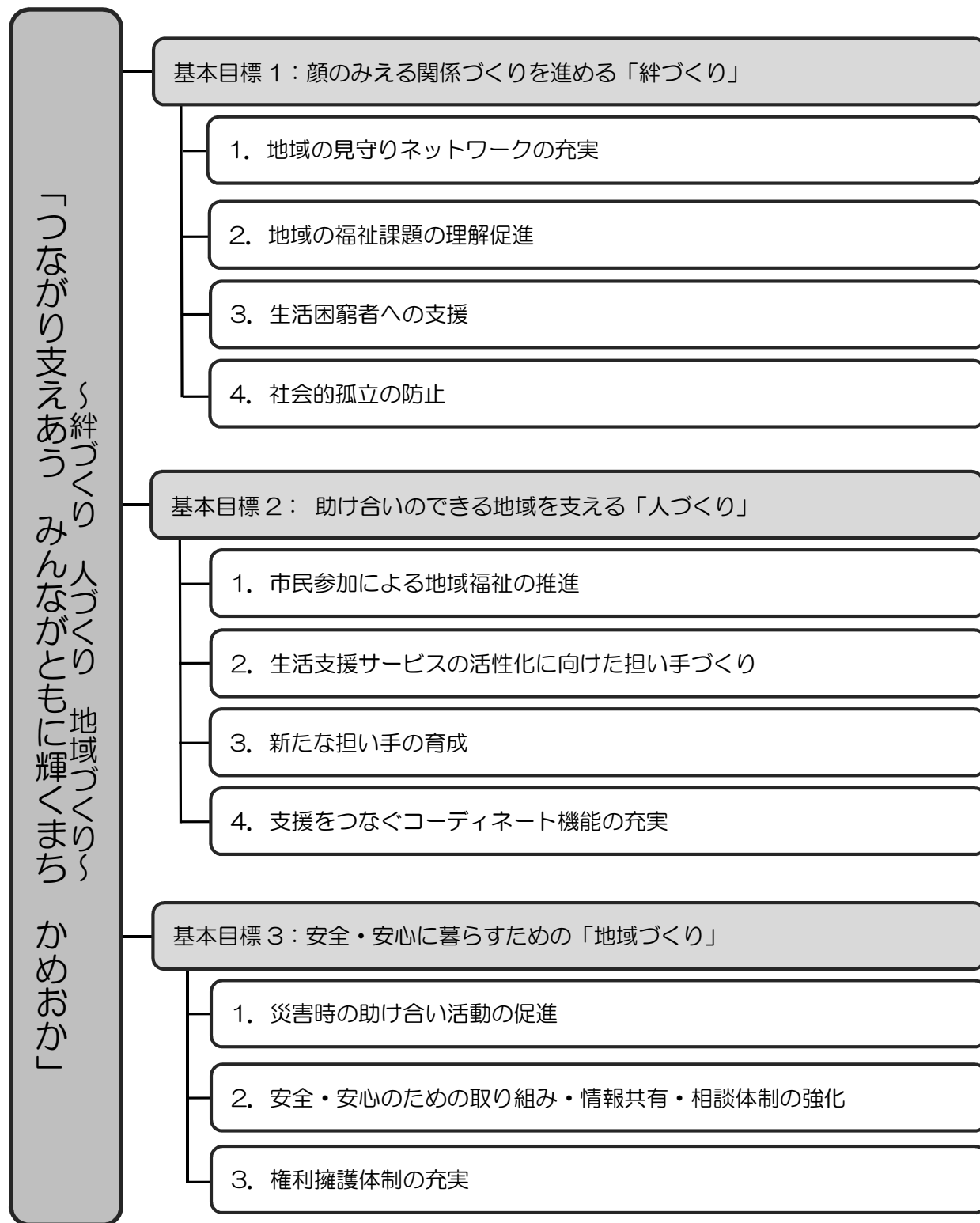
(3) 安全・安心に暮らすための「地域づくり」

身近な地域において「安全・安心」は暮らしていくうえで重要な要素です。東日本大震災では甚大な被害が発生し、住民同士の助け合いの重要性が明らかになりました。日頃からの防災訓練をはじめ、一人で避難できない人を把握し、見守る体制づくりが必要となります。

また子どもの安全を守るために、学校や保護者、地域で見守り活動をしている人たちなどヨコの連携を強化して、地域の見守り体制をより一層充実させていく必要があります。

関係機関のみならず、住民一人ひとりが安全・安心に対する意識をもち、その地域に住み続けていきたいと思える地域づくりを目指します。

3 プログラムの体系



第5章 プログラムの展開

基本目標 1 顔の見える関係づくりを進める「絆づくり」

(1) 地域の見守りネットワークの充実

【施策の方向性】

地域で孤立しないよう、地域ぐるみで見守り活動を継続すると同時に、身近な地域の相談役である民生委員児童委員が中心となり、事業所等を含め、地域での見守りや相談体制、見守り活動の充実を図り、「あたたかい見守りネットワーク」の活動の輪を広げ、ニーズに合った支援へつなげていきます。

【現状と課題】

- 見守り活動だけでは地域の問題を見つけにくくなってきている
- 見守り活動に参加している人が固定されている
- 諸活動における参加者、担い手の高齢化
- 隣近所との付き合いの希薄化

プログラムの展開

①見守り活動の活性化

地域の見守り活動を活性化させるため、情報の共有や活用方法などについて、周知し、高齢者の見守りネットワークや子どもの登下校の見守り活動などの地域活動を支援します。

また、連携を推進するために社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域団体などの人材育成及び連携・協働を促進します。

【主な取り組み】

- ・社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等関係団体への支援・連携

②専門機関につなぎ支援する体制づくり

地域で解決できない事柄や支援が必要な相談については、市や社会福祉協議会、専門機関等が解決策を共に考えていきます。

さらに、市役所内の相談窓口間の連携・ネットワーク化を図り、どの窓口からでも専門的な相談窓口へつなげられる体制づくりを進めます。

【主な取り組み】

- ・社会的孤立防止対策事業
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・いのちささえる相談支援事業

③社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会と地区社協の連携を深め、地域ぐるみの支え合い活動の活性化を図ると同時に、近年の新たな福祉ニーズに対応できるよう、市と関係機関・団体と連携した活動を展開します。

【主な取り組み】

- ・福祉コミュニティ推進事業
- ・社会福祉協議会活動への助成・支援

④民生委員児童委員活動の充実と支援

地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員は、担当する地域内において支援を要する人を把握し見守るとともに、必要に応じて相談対応を行い専門機関等へつないでいく「地域のつなぎ役」として活動しています。

そのために、必要となる知識や情報を提供するための研修の実施、見守り活動に必要な情報の提供や対応への支援、民生委員児童委員と行政や関係機関との連携など、住民福祉の向上を図る活動を支えるため、民生委員児童委員に対する支援を行います。

【主な取り組み】

- ・民生委員児童委員活動への助成・支援

【団体ヒアリングの声】

- 地域ぐるみで子どもからお年寄りまで見守りの環境整備が必要
- 隣近所の声かけ・あいさつの中で、安全・安心を確認し合うことが大切
- 隣近所の助け合いが必要

(2) 地域の福祉課題の理解促進

【施策の方向性】

地域における課題や問題は、その人の抱える背景やライフステージの違いなど様々な要因で異なるため、周りの人には見えにくくわかりづらいのが現状です。お互いを支え合う地域福祉を進めるためには、この「見えにくい課題」を理解してもらうことが重要なポイントとなります。

そのためには、住民一人ひとりが人権尊重の視点を持ち、地域の福祉を推進し、福祉課題に対する意識の醸成を図ることで、さらに一歩進んだ地域福祉に取り組む地域の絆をつくることを目指します。

【現状と課題】

- 地域の福祉課題の周知
- 地域福祉を知るきっかけが必要
- 多様なニーズの視点に立った人権の理解

プログラムの展開

①地域の福祉課題の理解・促進と福祉活動の啓発

地域福祉に関する課題などを周知するために、学習会やインターネット、啓発チラシなどを活用し、幅広い世代の人に地域福祉を知ってもらう機会を充実させます。

また、イベントや講演会による地域福祉の理念の普及・啓発活動や、自治会など各種団体が取り組んでいる活動について住民へ周知するとともに、多様なニーズに対し人権尊重の視点に立った地域での支え合いや助け合いといった意識を醸成し、福祉課題について学び合える機会を提供し福祉活動の啓発を行います。

【主な取り組み】

- | | |
|---------------|----------------------|
| ・福祉コミュニティ推進事業 | ・広報・啓発活動の充実 |
| ・市民活動の支援 | ・自治会等の地域の活動の住民への周知事業 |

(3) 生活困窮者への支援

【施策の方向性】

平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の支援を抜本的に強化し、各地域には生活全般に関わる相談窓口が設置されています。

行政では、困った時に孤立しないよう、関係団体と連携し、生活困窮者に対する早期の対応と就労相談なども含めた継続的な生活再建に向けた支援を行うためのネットワークづくりを推進します。

【現状と課題】

- 生活困窮者のニーズ把握が必要
- 自立に向けた適切なプログラム
- 関係機関との連携
- SOSを見逃さない支援体制
- 気軽に相談できる環境づくり

プログラムの展開

①生活困窮者の把握

生活困窮者は年代を問わずに存在し、「見えにくい課題」となることが多くあります。地域から孤立し、SOSを発することができないケースが多く、関係機関や関係各課などとの連携を通じた連絡体制により早期の発見・把握から適切な支援につながる仕組みづくりが必要となります。

【主な取り組み】

- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・社会的孤立防止対策事業

②生活困窮者の自立支援の推進

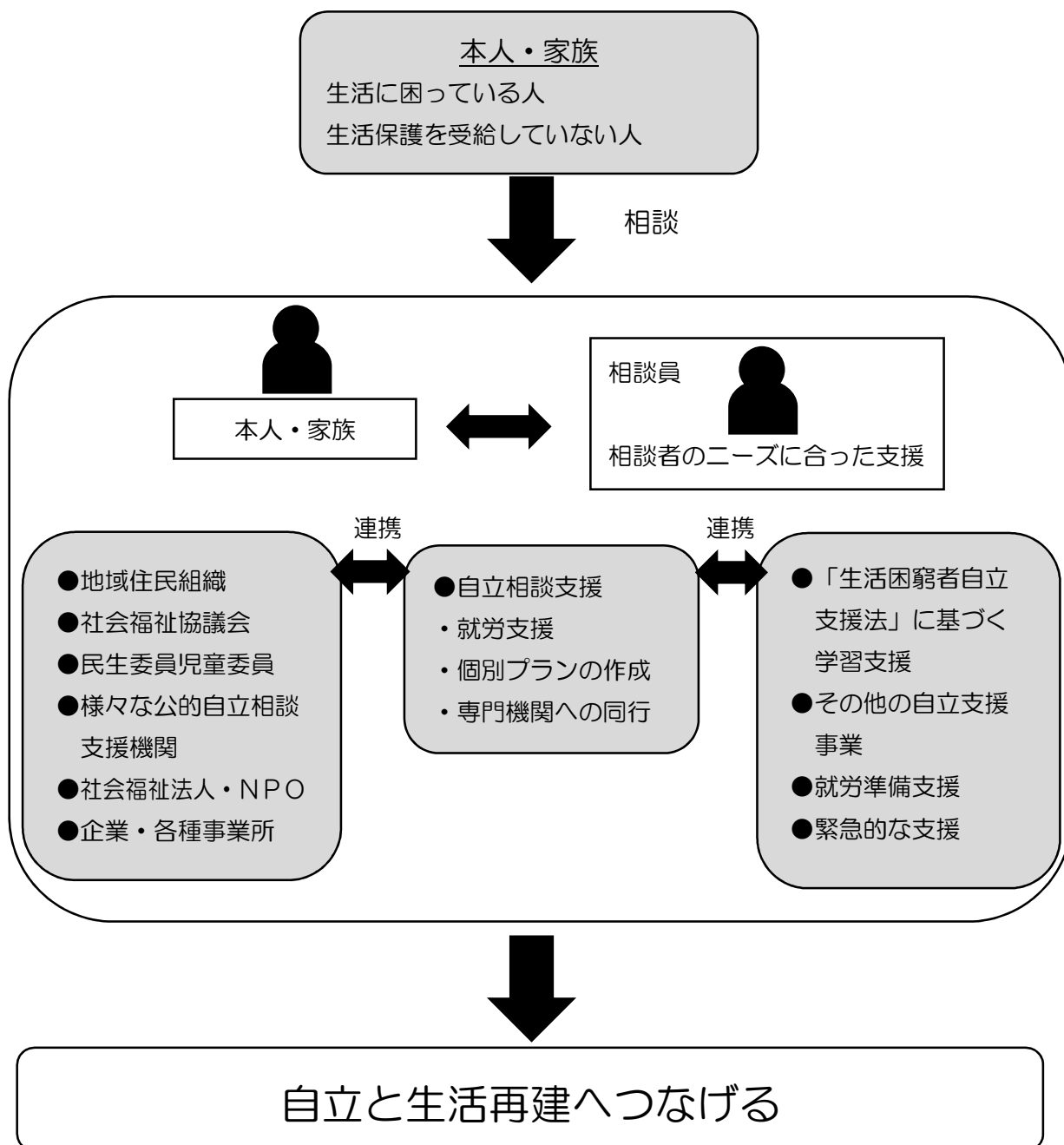
幅広い年代や多様なニーズに対応するため、相談員によるニーズに合った個別プランの作成、プログラムにより、本人の社会参加や自立に向けて、「生活困窮者自立支援法」に基づく各種支援を実施し、関係機関・他制度、多様な主体による支援を行います。

社会福祉協議会や民生委員児童委員、近隣住民などとの連携、各種団体のネットワークの強化を進めます。

【主な取り組み】

- ・関係機関との連携の充実
- ・生活困窮者住居確保給付金支給事業
- ・生活困窮者自立相談支援事業

■生活困窮者に対するサポート体制のイメージ



(4) 社会的孤立の防止

【施策の方向性】

日頃から近所の人などによるちょっとした見守りや、様々な担い手による組織的な見守りなどにより、地域のつながりを強化していくとともに、市の各部署や専門機関との連携、情報の共有を図り、社会的な孤立を防ぐ地域づくりを進めていきます。

【現状と課題】

- 地域における孤立
- 孤立の長期化
- 孤立している人の把握が必要
- 普段の近所付き合いから孤立している人を把握

プログラムの展開

① 地域での居場所づくり

地域での孤立防止に向けて、まずは地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域で暮らし続けられるよう、居場所づくりを進めていきます。

地域の居場所としてふれあいサロンなどの活動を展開してより多くの市民に参加を働きかけていきます。

【主な取り組み】

- ・ サロン活動の充実・支援

② 見守り活動の充実

地域のつながりを築いていくために、「あたたかい見守りネットワーク」活動の輪を広げていきます。

民生委員児童委員を中心とした見守り活動の充実と、地域の支え合いによる普段からの見守り活動の輪を広げ、孤立している人を早期に発見し、孤立防止に努めます。

また、安全見守り隊による子どもの見守り活動や認知症高齢者の見守り活動など安全・安心の取り組みの継続と拡充を図ります。

【主な取り組み】

- | | |
|--------------------|------------------|
| ・ 社会的孤立防止対策事業 | ・ 認知症啓発事業 |
| ・ 亀岡市セーフコミュニティ推進事業 | ・ 安全・安心プログラム構築事業 |
| ・ モデル地区活動推進事業 | |

③制度の狭間にあり見えにくい課題や困難を把握して支援する

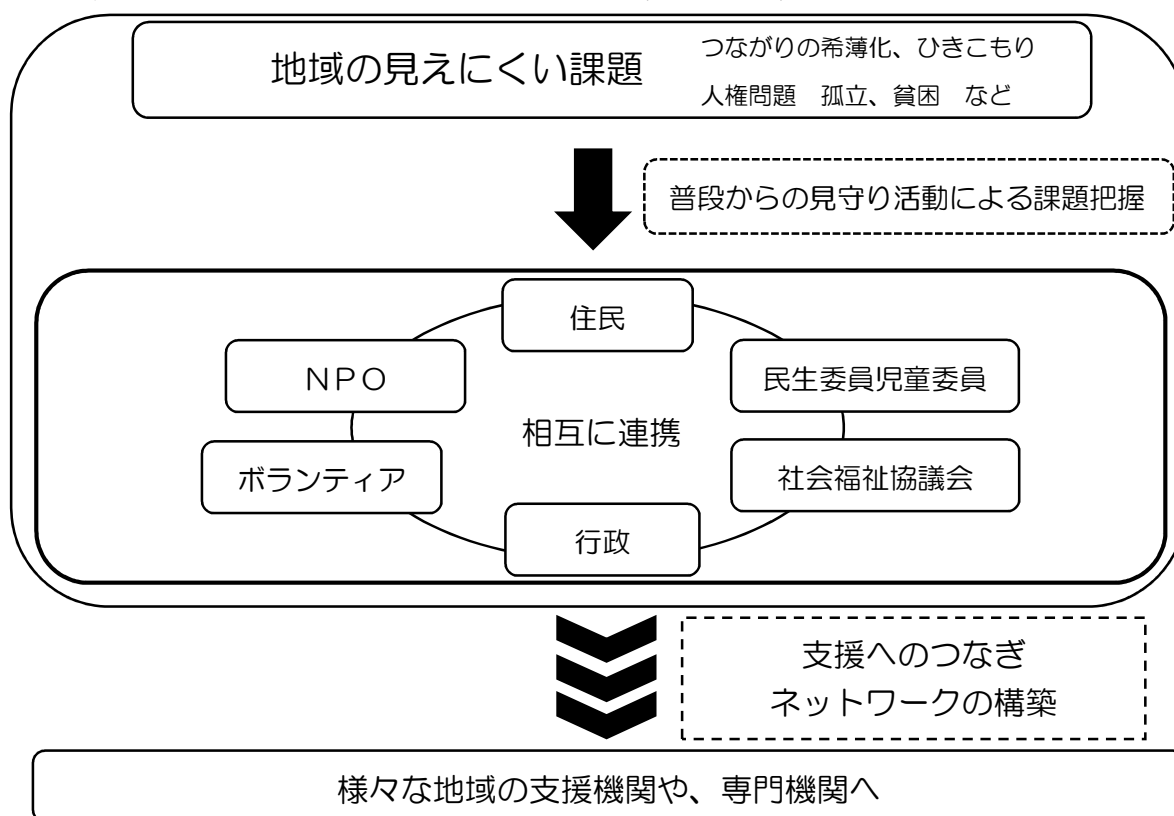
地域においては、生活上における様々な問題、課題があるにもかかわらず、潜在化し、それらの課題が見えにくくなっているケースがあります。そのため地域で見守り活動を行う団体等との連携や日頃からの情報提供などをおして、課題の把握と支援に努めます。

また、生活課題を相談できるところを広く周知し、専門機関へつなぐ仕組みづくりを進めるとともに、市内の事業者と協力し、要支援者の発見に努めます。

【主な取り組み】

- ・社会的孤立防止対策事業
- ・生活相談支援センター
- ・要支援者発見通報事業
- ・ひきこもり世帯に対する支援

■課題解決に向けたネットワークの構築（イメージ）



【団体ヒアリングの声】

- サロンなどに参加する人は常につながっているが、家にひきこもっている人や自分一人で行動している人は問題を把握しづらい
- ひきこもりの人に対する働きかけの難しさ
- 助けてあげたいことがあっても、容易に介入しづらい

基本目標 2 助け合いのできる地域を支える「人づくり」

(1) 市民参加による地域福祉の推進

【施策の方向性】

多くの住民に対して、地域福祉活動への参加を働きかけ、活動を活性化させます。また活動を通じて福祉や地域の特性を知る機会の充実にもつなげていきます。

【現状と課題】

- 新しい参加者がいない
- 参加者の高齢化
- 男性の参加率が低い
- 移動手段がなくて、参加したくてもできない人もいる

プログラムの展開

①地域福祉活動への支援

それぞれの地域では、サロン活動や地区社協などの活動をとおして、地域のコミュニティづくりを進められています。各種団体の活動は地域の活力、推進の原動力となります。これらの活動を支援するとともに、活動内容を紹介するなど、情報を発信していきます。

また、活動の活性化に向けて、サロン、地区社協の拡大のための支援を行います。

【主な取り組み】

- ・福祉コミュニティ推進事業
- ・社会福祉協議会のサロン活動支援

②地域での多世代交流を図るための支援

地域、学校を含む関係機関や団体との連携による活動、市民活動推進センターを拠点とした様々な活動を活性化することで、多様な世代が交流できる居場所づくりを支援します。

また、自治会や地域団体が行う地域活動への参加を働きかけ、コミュニティの持続と地域のつながりを深めていくことを目指し、取り組みを進めます。

【主な取り組み】

- ・認知症家族支援事業
- ・障害者理解を深める市民への啓発事業
- ・「福祉のつどい」

③市民協働の促進

活動支援や人材・組織の仲介などを行うコーディネーターの配置を図り、多様な主体の協働に対する理解を深め、地域の課題解決を進めていく仕組みや基盤づくりを推進し、課題を解決していきます。

また、多様な主体の協働に対する理解を促進するため、市民、市民団体、事業所などへ協働を促す情報発信を充実させます。

【主な取り組み】

- ・ 協働を促進するプロモーションの強化
- ・ 協働コーディネーターの配置

【団体ヒアリングでの意見】

- 参加する人が常連化してきている
- 新しく参加する人が少ない
- 活動に地域間格差が生じること
- ほとんどの活動の場所は「ふれあいセンター」になるので参加する人は、近場の人に限られる
- 地域柄、移動手段がないため、地域活動の場に参加したくても出来ない状況がある
- より多くのボランティアの参画が必要

◆地域力向上講座 ①



◆地域力向上講座 ②



(2) 生活支援サービスの活性化に向けた担い手づくり

【施策の方向性】

市民活動を活性化し、活動の輪を広げるためには、地域の各関係機関・団体の協力が必要となります。市、地域、NPO、ボランティア、事業所などの多様な主体が生活支援サービスなどを提供し、支援を要する人の生活を支える仕組みをつくります。

【現状と課題】

- 人材不足による活動の縮小
- 役員の高齢化
- 担い手の不足

プログラムの展開

①生活支援サービスの活性化

サービスを必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう、利用にかかる相談など総合的な支援を行います。

また、相談支援の強化・充実を図り、受け入れ態勢の整備（事業所の専門職員の配置など）を進めていきます。

【主な取り組み】

- ・子育て支援に関するサービスの実施
- ・障害者支援に関するサービスの実施
- ・高齢者支援に関するサービスの実施

②地域の担い手や組織の創出支援

地域に応じた住民主体による、日常生活における相互の手助けなどの生活支援サービスが創出されるように、ニーズの把握や団体などの組織化、相互支援活動のスムーズな提供に向けた支援を行います。

また、地区社協支援、サロン活動の運営や立ち上げ時の支援も行います。

【主な取り組み】

- ・福祉コミュニティ事業
- ・社会福祉協議会のサロン活動支援

③地域福祉につながる研修会などの充実

サロンをはじめとした各種のサービス提供を運営する団体などに対し、定例会や研修会を開催するほか、必要に応じて適切な運営支援や勉強会を行います。また、社会福祉協議会における連携・相談体制の充実や職員の資質向上を図り、各地域の諸問題に対する的確な支援を行います。

【主な取り組み】

- ・福祉コミュニティ事業
- ・社会福祉協議会のサロン活動支援

【団体ヒアリングでの意見】

- 行政やサービス事業者、専門家との連携が必要
- ボランティア、地域資源の掘り起し、活用、組織づくり
- 各活動組織・団体間の情報交換、交流を促進し、各団体等の特色を活かした共同事業の推進
- 地域ごとの問題点（ゴミ出し、買い物・通院への移動手段など）に対応できる組織づくりが必要

◆歌ごえサロン



(3) 新たな担い手の育成

【施策の方向性】

地域活動を活性化していくためには、担い手が必要です。継続した活動が続けられるよう、新たな担い手の発掘・育成を進め、幅広い世代間交流などによるつながりを深めていきます。

【現状と課題】

- 新たな担い手がない
- 担い手の高齢化
- 担い手の育成・発掘
- 指導者の育成

プログラムの展開

①地域福祉の担い手の育成

担い手の輪を広げるとともに、地域福祉に関する学びの場や、活動の研修などを通じて、福祉の大切さを学び、次代の福祉活動の担い手となる人材や組織の育成を図ります。

【主な取り組み】

- ・リーダー的人材育成・次世代まちづくり人材育成
- ・市民協働の推進
- ・社会福祉協議会のサロン活動支援（スタッフ支援）

②地域福祉に関する学習機会の提供

住民一人ひとりが地域社会をつくる一員としての関心と自覚を高めることができるよう、学習機会を提供します。

【主な取り組み】

- ・身近な学習基盤の充実
- ・生涯を通じた学習機会の充実
- ・学習機会の情報提供

【団体ヒアリングの声】

- 人材不足による役員へのしわ寄せ
- 役員を中心に、安定した活動組織体制の確立にやや難がみられるようになってきた
- 高齢化が進み、民生委員児童委員の負担が非常に重い
- ボランティアスタッフもまだ足りない
- 福祉に関するリーダー及び福祉ボランティアの育成

(4) 支援をつなぐコーディネート機能の充実

【施策の方向性】

支援を必要とする人に、適切な支援を行うことが出来る人をつなぐことができる仕組みをつくります。そのためには、活動に関する情報発信の充実やコーディネート機能の構築に取り組み、支え合い、助け合える地域づくりを目指します。

【現状と課題】

- 市民活動の情報発信が弱い
- 各関係機関の連携の強化が必要
- コーディネートする人材の育成

プログラムの展開

①コーディネート機能の構築

地域の課題を把握しながら各種団体の活動が効果的に行われるよう、調整する役割を担うコーディネーターを地区ごとに配置するなど、社会福祉協議会の地域での取り組みを支援し、地域におけるコーディネート機能を充実します。

【主な取り組み】

- ・社会福祉協議会への支援
- ・社会福祉協議会ボランティアセンターへの支援

②各関係団体の活動の活性化

社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体が継続的に活動できるよう、活動の支援や事業者の育成に努めます。

【主な取り組み】

- ・社会福祉協議会への支援
- ・団体活動資金確保・支援制度の研究
- ・SNSを活用した情報発信による交流促進
- ・NPOへの支援

基本目標 3 安全・安心に暮らすための「地域づくり」

(1) 災害時の助け合い活動の促進

【施策の方向性】

近年、大型台風や集中豪雨などによる災害が増加するとともに、大規模な地震や原子力災害などの発生が懸念されており、緊急時における地域での助け合いが命を救うことにつながるため、非常に大切となります。

このため、避難をするのに支援を要する人の情報を地域と共有し、日頃から支援体制を強化・充実させる仕組みをつくります。

また、住民一人ひとりの防災の意識を高め、減災につなげていきます。

【現状と課題】

- 避難情報など必要な情報の迅速・確実な伝達・周知が必要
- 減災に対する意識の向上が必要
- 個別ニーズに対応できる体制の構築

プログラムの展開

①災害時における要支援者の避難支援体制の整備

災害発生時に、自ら避難できない高齢者や障害のある人など要配慮者に対しては、避難行動要支援者名簿を作成し、減災に向けて体制を構築します。

日頃から各地域での防災訓練の充実と民生委員児童委員などと協力し、名簿に登録されていない要配慮者への把握を引き続き行い、支援の強化に努めます。

【主な取り組み】

- ・災害時要配慮者支援事業
- ・ふれあいネットワーク制度
- ・聴覚障害者・手話通訳者会との災害時対応体制の構築

②減災に向けた意識の向上

住民一人ひとりが災害時に対応できるよう、防災訓練や講演会を実施し、正しい判断、知識を身につけることで、減災に向けた意識向上のための支援を行います。

【主な取り組み】

- ・防災訓練・講演会の実施
- ・各種ハザードマップ作成

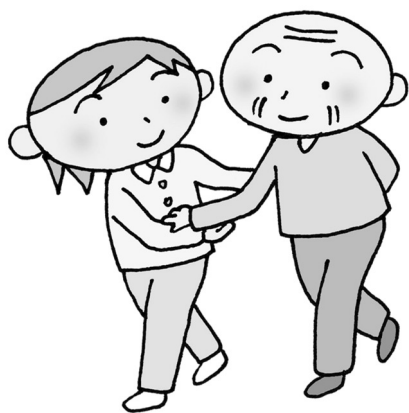
③災害ボランティアセンターの設置・運営

災害時に被災者の救急活動や被災地の復旧を支援する活動を行うボランティアの受け入れ、コーディネートなどを行う災害ボランティアセンターの充実・強化を行います。

社会福祉協議会を中心に、各種団体と連携し、訓練や啓発活動を行い、災害時に対応できる組織づくりを図ります。

【主な取り組み】

- ・社会福祉協議会による災害ボランティアセンター事業



(2) 安全・安心のための取り組み・情報共有・相談体制の強化

【施策の方向性】

日常生活上のちょっとした困りごとや悩みごとを気軽に相談できる環境は精神的な安全・安心につながるため、相談窓口の充実、各関係機関の連携に努めます。

また、支援を必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう、わかりやすい情報提供に努め、多くの住民がサービスを利用できるように情報を発信します。

【現状と課題】

- 相談窓口の充実
- 日常生活上の小さな困りごとの相談先が見つからない人がいる
- わかりやすい情報提供

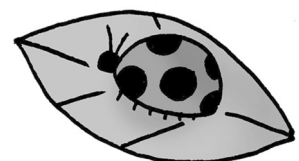
プログラムの展開

①きめ細かな情報の発信・共有

広報紙をはじめ、各種チラシ・パンフレット等の紙媒体、ホームページ等の電子媒体、イベントや説明会等の対面での情報発信、マスメディアを通じた情報発信など多様な手段を使った誰もがアクセスしやすい情報発信を行います。

【主な取り組み】

- ・各種施策についての啓発冊子の発行
- ・ホームページでの相談窓口の案内



②福祉サービスなどの相談窓口の充実

市民の誰もが気軽に安心して相談できる環境づくりのために、民生委員児童委員、各種相談員や相談窓口の周知を図るとともに、それぞれがお互いに連携がとれる仕組みづくりに努めます。

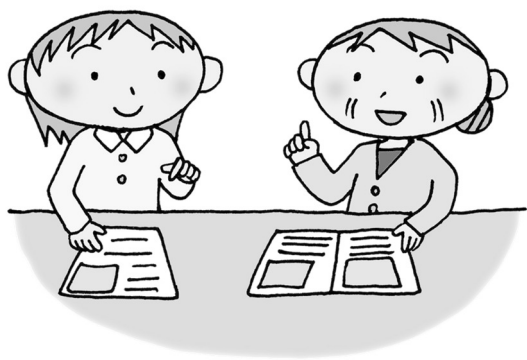
また、子育て、高齢者などそれぞれのニーズに対応するために専門性の向上、相談体制の充実に努めます。

【主な取り組み】

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ・ 障害者地域生活支援事業（相談支援体制の充実） | ・ 市民相談事業 |
| ・ 身体障害者・知的障害者相談員制度 | ・ 消費生活相談 |
| ・ 家庭相談員及び母子・父子自立支援員による相談体制 | ・ 地域子育て支援拠点事業 |
| ・ 利用者支援事業 | ・ 地域包括支援センター等業務委託 |

【団体ヒアリングの声】

- 困ったことがあっても、相談窓口が分からない人がいる
- サロンなどの集まりに参加しない人や孤立している人へ情報が届けられない
- 民生委員児童委員、社会福祉協議会と常に話し合い、お互い問題点を見つけ、共有する
- 行政・関係機関による相互の情報開示が必要である



(3) 権利擁護体制の充実

【施策の方向性】

認知症の人や障害のある人が自立した地域生活を送るためには、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援などが必要です。

このことから、成年後見制度、金銭管理、虐待防止などにより、様々な問題を抱える生活者、当事者の権利を明確に擁護する体制をつくります。

【現状と課題】

- 児童虐待に関する相談が急増している
- 被害を受けながらも潜在的に隠れてしまっているニーズもある
- サービスの情報の周知が必要

プログラムの展開

①成年後見制度の普及啓発

成年後見制度の普及と利用支援に努め、各種相談機関や医療機関、福祉サービス事業所、民生委員児童委員などと連携して成年後見制度が必要な人を支援につなげます。

【主な取り組み】

- ・亀岡市成年後見制度利用支援事業（高齢者対象）
- ・亀岡市成年後見制度利用支援事業（障害者対象）

②金銭管理に関するサービスの啓発

日常生活を営むうえで必要な福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理が自己の判断で適切に行うことが困難な人が、適切にサービスを受けられるよう、権利擁護に関する啓発や相談窓口の充実に努めます。

【主な取り組み】

- ・社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の普及・推進

③新たな成年後見の取り組み

日常的な金銭管理の支援が必要な対象者は、全国、本市においても増加傾向にあります。支援の充実を図るため、成年後見を担う人材育成の体制を構築します。

【主な取り組み】

- ・これから必要となる体制づくりの準備（法人後見・市民後見）

④虐待の防止

家族や親族などが高齢者、障害のある人、児童等の人権を侵害する虐待をはじめ、DVなどが疑われる相談や通報などが本市においても増加しています。

そのため、高齢者、障害のある人、児童等の虐待やDVの未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の対応に向けた関係機関での連携を強化します。

【主な取り組み】

- ・高齢者虐待防止ネットワーク会議など高齢者虐待防止対策の推進
- ・要保護児童対策地域協議会など児童虐待防止対策の充実
- ・障害者虐待防止に向けた啓発
- ・DVの未然防止に向けた啓発、DV被害者への支援



第6章 計画の推進に向けて

(1) 市、地域住民、関係団体、事業者等の協働とパートナーシップの構築

地域福祉活動の主役は、地域に暮らす私たち自身です。地域に根差したきめ細かい支え合い活動を進めていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するNPO、ボランティア、関係団体・機関、事業者も地域福祉の重要な担い手です。

計画の展開にあたっては、これら地域福祉を担う主体とのパートナーシップの構築を重視し、それぞれ担うべき役割を認識し、役割分担と協働の考え方のもと、効果的な施策推進を目指します。

(2) 計画の普及・啓発

本計画を推進していくうえでは、計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、市民をはじめとする計画に関わる全ての人々が共通認識をもつことができるよう、広報紙やホームページなどを活用し、広く市民に周知し、計画の普及・啓発や地域福祉活動への自発的・積極的な参加を促進します。

(3) 各種団体の役割

①地域住民、NPO、ボランティアの役割

地域住民、NPO、ボランティアの役割として、まずは、住民一人ひとりが地域福祉に対する意識や認識を深め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。

そして、地域福祉の担い手として、声かけやあいさつ、見守りなど日常的な隣近所同士の交流を行うとともに、祭りや運動会等の地域行事に積極的に参加したり、身近な地域での福祉活動に参加することが求められています。

また、NPOやボランティアなどといった市民活動団体は、専門性をもち結びつきや行動が柔軟であることから、人と人をつなぐ大きな力があり、そのコーディネーターとしても期待されています。

②民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。今後も民生委員児童委員は、地域住民の身近な存在として地域福祉の推進に努めることが期待されています。

また、福祉サービスの利用制度から漏れる人や利用しようとしていない人への対応、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、現在の公的な制度では解決できない不安や孤独、孤立、ひきこもりなど心の問題を抱えている人の発見と、それらの人々に対する相談・支援や行政との橋渡しが期待されます。

③社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、根拠法である「社会福祉法」において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を進めることを使命とし、住民が抱えている様々な生活上の要望を地域全体の要望としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、「福祉のまちづくり」を進めることを目的とした組織です。

このため、今後の地域福祉を推進していくうえで、重要な役割を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。そのため、より多くの地域住民やボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者などと適切な連携を図っていくことは、この計画の進展において非常に重要です。

また、これら地域住民や福祉サービス事業者などとのネットワークづくりや情報発信の中心的存在として位置づけていく必要があります。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」では、本計画と連携し、地域や当事者に寄り添った事業を展開して地域福祉の発展と継続を支えていきます。

④社会福祉事業者の役割

社会福祉事業者の役割として、利用者の自立支援や福祉サービスの質の向上、自らの事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、その他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、利用者本位の新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、地域福祉の一翼を担う存在として福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

⑤行政の役割

地域住民や関係団体等の自主的な取り組みが地域福祉の積極的な推進において重要な役割を担いますが、その自主性の発揮を様々なかたちで支援する意味で、自治会、民生委員児童委員、NPO、ボランティア団体、当事者団体などの関係団体等の役割を踏まえながら、相互の連携・協力を図ります。また、地域ボランティアリーダーなどの人材育成や福祉コミュニティづくり等を促進するための支援を行うとともに、市の関係各課の連携を密にして地域福祉の課題解決に取り組めます。

(4) 計画の効果的な推進

本計画の取り組みを進めるにあたっては、行政、地域住民、関係団体・機関、事業者がお互いに協働して役割分担していくとともに、今ある資源の有効活用や潜在的資源の掘り起し、様々な工夫や新たな取り組みを行っていく必要があります。

そのために、本計画における事業や地域における活動の進捗を管理し、方向性などの確認をすることで、より効果的な計画となるよう努めます。

今後、計画の推進にあたっては、市民自らの主体的な地域福祉活動への取り組み、独創性や行動力を発揮した先進的な取り組みにチャレンジしていただくことを期待するとともに、そのような地域の取り組みに対して、積極的に支援を行っていきます。

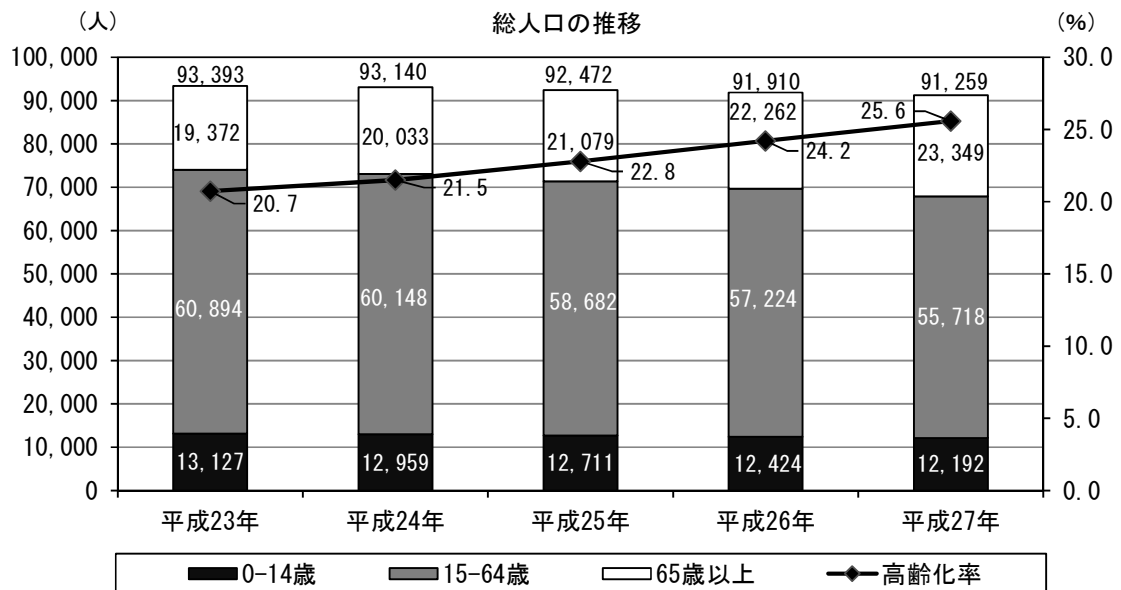
資料編

■基礎資料

(1) 総人口の推移

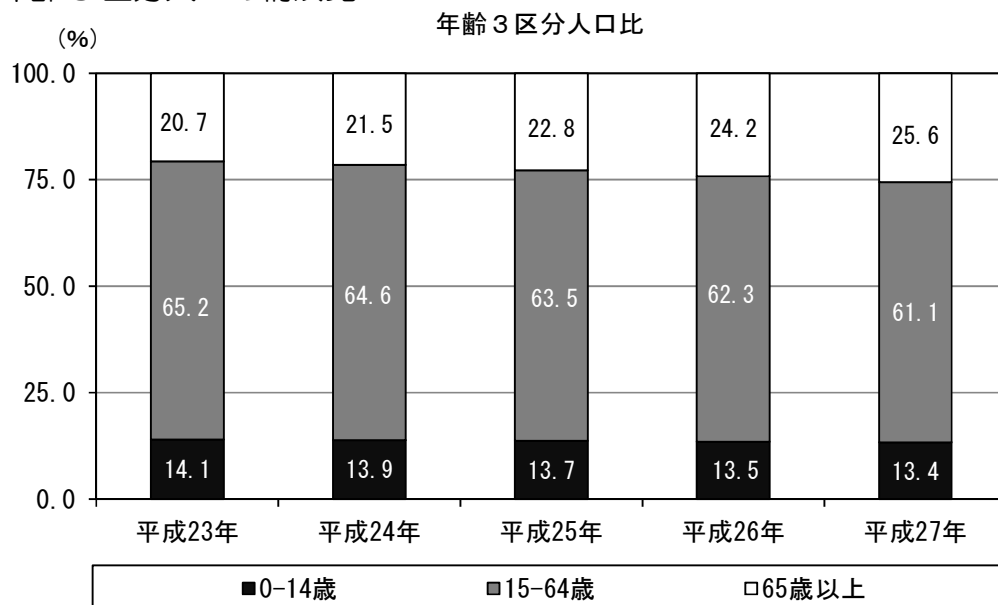
総人口の推移をみると、年々減少しており、平成27年は91,259人となっています。

年齢区分別にみると、「65歳以上」が年々増加しているのに対し、「0-14歳」、「15-64歳」は年々減少しています。また高齢化率は平成23年から4.9ポイント増加し、およそ4人に1人が高齢者という現状にあります。



資料：亀岡市ホームページ 各年4月1日現在

(2) 年齢3区分人口の構成比

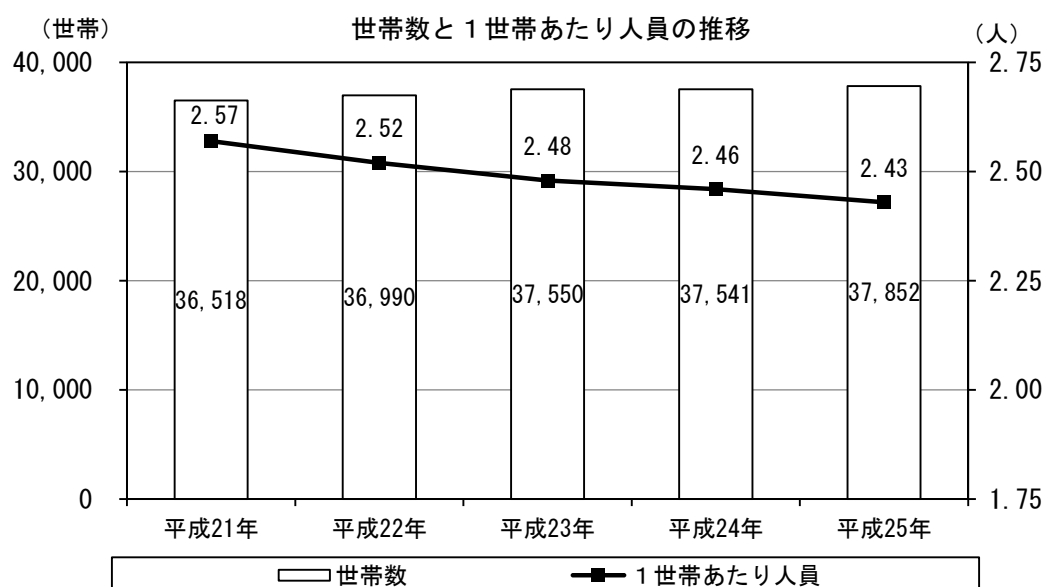


※構成比は四捨五入の関係により100.0%にならないことがあります。

資料：亀岡市ホームページ 各年4月1日現在

(3) 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成 25 年は 37,852 世帯となっています。一方、1 世帯あたり人員は、年々減少しており、平成 25 年は 2.43 人となっています。

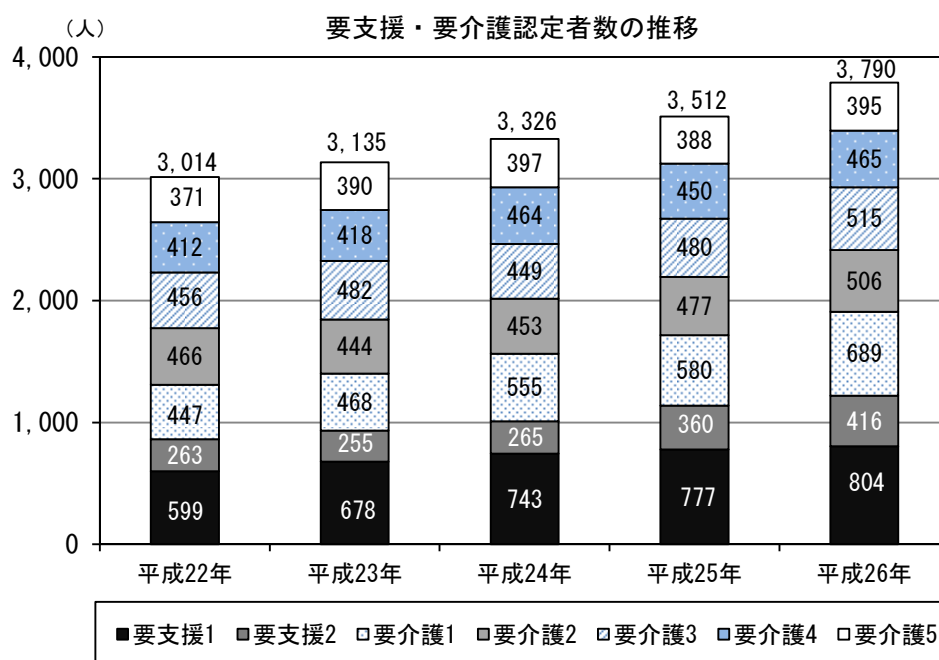


資料：平成 26 年度版 亀岡市の福祉（各年 4 月 1 日現在）

(4) 要介護認定者数（要支援認定者数）の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、年々増加しており、平成 22 年の 3,014 人から平成 26 年の 3,790 人と 776 人増加しています。

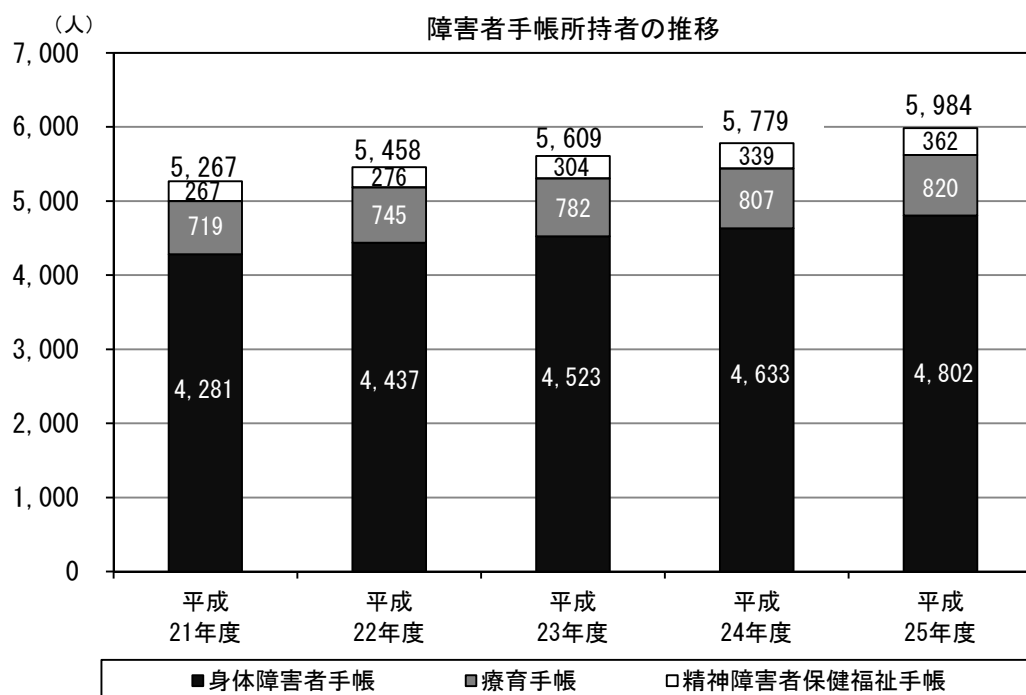
平成 26 年は「要支援 1」が 804 人と最も多く、次いで「要介護 1」が 689 人、「要介護 3」が 515 人となっています。



資料：介護保険事業状況報告書 各年 10 月時点

(5) 障害者手帳所持者の推移

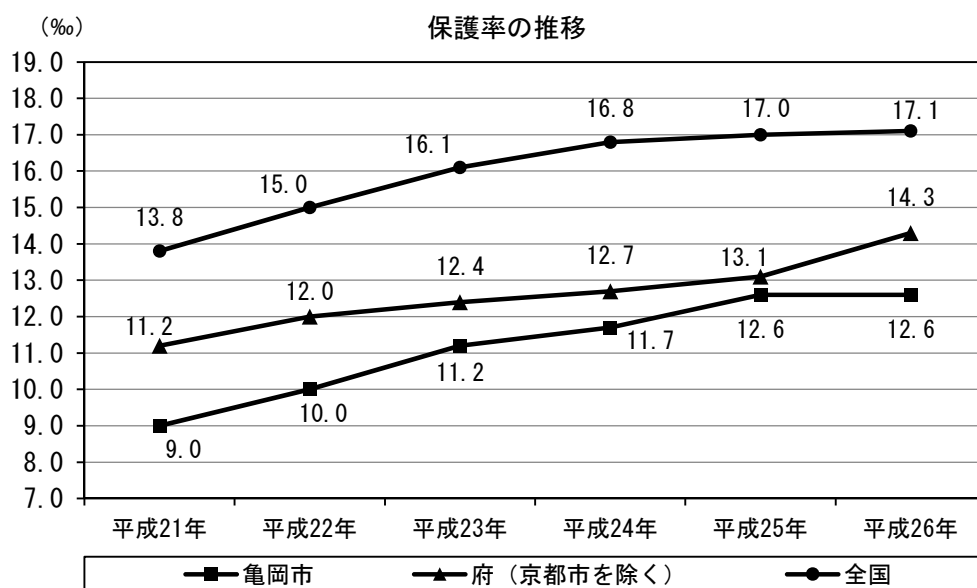
障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの障害においても年々増加しており、全体では平成 21 年度の 5,267 人から平成 25 年度の 5,984 人と 717 人増加しています。



資料：障害福祉課 各年度 3 月 31 日現在

(6) 生活保護の状況

生活保護率の推移をみると、本市は、全国、府（京都市を除く）に比べ低くなっていますが、増加傾向にあります。



資料：平成 26 年度版 亀岡市の福祉（各年度平均）

(7) 民生委員児童委員について

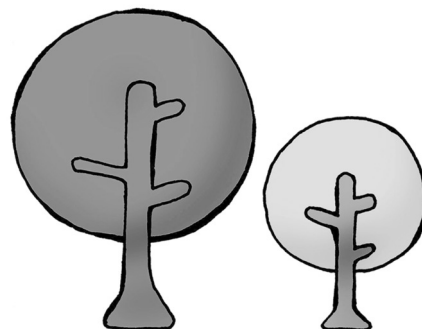
本市では、現在 196 名の民生委員児童委員が活動しており、7 地区の地区協議会があります（平成 28 年 1 月現在）。主任児童委員は各地区に 2～4 名配置され、地区担当児童委員の活動に協力・支援して、児童委員活動を推進していく重要な役割を果たしています。

（単位：人）

地区名	民生委員 児童委員	うち主任 児童委員
亀岡地区	37	2
南部地区	23	3
西部地区	21	3
中部地区	38	4
川東地区	24	2
篠地区	31	2
つつじヶ丘地区	22	2
合計	196	18

※地区の内訳

- ・ 亀岡地区（亀岡地区）
- ・ 南部地区（東別院町・西別院町・曾我部町）
- ・ 西部地区（宮前町・畑野町・本梅町・東本梅町）
- ・ 中部地区（吉川町・蔦田野町・大井町・千代川町）
- ・ 川東地区（旭町・千歳町・河原林町・馬路町・保津町）
- ・ 篠町地区（篠町）
- ・ つつじヶ丘地区（東つつじヶ丘・西つつじヶ丘・南つつじヶ丘）



■用語説明

か 行

コーディネーター

複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関のこと。

コミュニティ

①共同体、地域社会、共同生活。②地域社会。仲間意識をもって共同の生活をする集団、地域及び人々を意味する。

コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら、地域課題をビジネスの手法で解決しようとするもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな産業や雇用の創出、生きがいづくりなどにつながることから、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

さ 行

サロン

地域の中で、仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。

社会的孤立

本人が望んでいないにもかかわらず地域における人間関係が希薄化し、身近に頼れる人がいない状態を指す。

社会福祉法

昭和26年（1951年）に制定された「社会福祉事業法」が大幅に改定され、平成12年（2000年）6月から「社会福祉法」として施行。法改正の理念は、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進であり、このため福祉サービスに関する情報の提供、利用の援助及び苦情の解決に関する規定を整備し、福祉サービス利用者の利益の保護を図るとともに、市町村地域福祉計画などの策定や、その他の地域福祉の推進を図るための規定を整備した。

主任児童委員

児童に関してのいじめや子育ての不安などの相談に応じ、支援を専門に行う民生委員児童委員。児童の福祉に関連する仕事や活動の経験者の中から委嘱される。

さ 行

生活困窮者

社会経済環境の変化に伴い、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

成年後見制度

判断能力が不十分な人の財産管理に関する契約等の法律行為を支援する制度。成年後見人等の選任・監督等を通じて家庭裁判所が関与する。裁判所の審判による「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約しておく「任意後見」とがある。

ソーシャルビジネス

環境・地域活性化・少子高齢化・福祉・生涯教育など社会的課題への取り組みを、継続的な事業活動として進めていくこと。地域の自立的発展、雇用創出につながる活動として有望視されている。

た 行

地域福祉権利擁護事業

社会福祉法上の制度で、判断能力は一定程度あるが、自己の判断で福祉サービスなどを適切に利用することが困難な高齢者や障害のある人などに対し、自立した地域生活が送れるように、日常的な金銭管理サービス、大切な書類の預かりサービスの利用援助など日常生活を支援する事業。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に構築することとしている、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

町会・自治会・区等

地域住民同士の助け合いや理解、親睦を図るなど、良好な地域社会を維持形成することを目的に活動を行う団体。



は 行

パートナーシップ

「連携・提携」のこと。様々な立場の人が、対等な関係に立ち、双方が責任の主体となることで相互に自立し、差異を超えた対等な関係・役割分担の中で連携することを指す。行政と市民及び地域の事業者などがお互いをパートナーとして認め合い、よりよい施策を検討・実施していこうという考え方。

バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会へ関わりをもとうとするときに、社会の側でそれを妨げる障壁（バリア）があるとの認識のもと、バリアをなくすことで社会に関わりやすくする環境を整えようとする考え方。現代では、道路や建築物における段差解消など、まちづくりにおけるバリアフリーのほか、視覚・聴覚障害のある人などが支障なく情報を得られる「情報バリアフリー」、人々の意識から差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」など、ハード・ソフトに関係なく様々なバリアをなくす意味で用いられている。

避難行動要支援者

災害時などに、一人では避難することが困難な人。具体的には、傷病者、身体障害のある人、知的障害のある人をはじめ、身体的には健常者であっても理解能力や判断力、行動力をもたない乳幼児や、体力的な衰えのある高齢者、外国人などが挙げられる。

福祉コミュニティ

従来の単なる地域共同体ではなく、地域住民が地域福祉の向上のため、福祉施策や事業、活動を重視する福祉型の地域共同体のこと。

福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害のある人など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

保護率

生活保護を受給している被保護人員の割合で、千分率で示すもの。

ボランティア

市民の主体的かつ自主的な活動または活動者をいう。狭義には福祉分野における自主活動をいうが、広義にはあらゆる自主活動を意味する。

ボランティアセンター

ボランティアをしてみたい人やお願いしたい人の相談やコーディネート、ボランティアの養成講座、情報提供などを行うなど、市民のボランティア活動を広く支援する拠点。

ま 行

民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

ら 行

ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。区分は様々であるが、幼年期、少年期、青年期、壮年期、中年期、高年期などに区分される。

わ 行

ワークショップ

住民参加型共同作業。複数の人々が、創造性を発揮し、具体的な作業をとおして合意形成を図り、成果物をつくりあげていく集まりのこと。住民参加の有効な手法として、近年よく用いられる。

アルファベット

NPO

「Non Profit Organization」の略称で、ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称のこと。

SNS

「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。

■亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成16年7月1日

告示第129号

改正 平成22年4月1日告示第58号

平成25年3月29日告示第35号

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、市民、福祉活動者、福祉事業者等との共働により、地域福祉の推進を図ることを目的とした亀岡市地域福祉計画を策定するため、亀岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に関する事項について、調査、研究等を行い、市長に提言するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、有識者、福祉活動者、福祉事業者、地域活動団体、その他市民のうちから市長が委嘱又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

（平22告示58・平25告示35・一部改正）

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成22年告示第58号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成25年告示第35号）

この告示は、平成25年4月1日から実施する。

■ 亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

代表分野	委 員 名	所属団体名等
有識者	◎ おかざき ゆうじ 岡崎 祐司	佛教大学
	みやけ もとこ 三宅 基子	京都学園大学
	あおき よしこ 青木 好子	京都学園大学
市民代表者	○ こてら くにあき 小寺 邦明	亀岡市自治会連合会
	まつい やすこ 松井 やす子	亀岡市民生委員児童委員協議会
	くりばやし さちこ 栗 林 幸子	亀岡市老人クラブ連合会
	すだ もりかず 隅田 盛和	亀岡市身体障害者福祉協会
	やぎ たつお 八木 辰夫	亀岡市青少年育成地域活動協議会
	もり よしゆき 森 良之	市民公募委員
	とだ ゆりえ 戸田 百合恵	市民公募委員
福祉事業者	はまなか かずみ 濱中 一美	亀岡市社会福祉協議会
	かわい たかし 河井 隆志	亀岡市ケアマネジャー連絡会
福祉活動者	えぐち まさみち 江口 昌道	亀岡市社会福祉施設協議会
	ますだ やすこ 益田 也寸子	亀岡ボランティア連絡協議会
行政機関	やまさき まさのり 山崎 正則	京都府南丹保健所

※順不同、敬称略

※◎は委員長、○は副委員長

改定亀岡市地域福祉計画

発行 平成 28 年 3 月

亀岡市 健康福祉部 地域福祉課

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

TEL : 0771-25-5029 FAX : 0771-24-3070

E-mail : fukusi-suisin@city.kameoka.kyoto.jp

